

平成29年第3回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
9.	7	木	本会議（招集日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・諸般の報告</li> <li>・行政報告</li> <li>・議案上程</li> <li>・一部議案審議</li> </ul>		
	8	金	休 会			
	9	土	休 会			
	10	日	休 会			
	11	月	休 会			
	12	火	本会議（2日目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（5人）</li> </ul>		
	13	水	本会議（3日目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総括質疑</li> </ul> 常任委員会		
	14	木	常任委員会			
	15	金	休 会			
	16	土	休 会			
	17	日	休 会			
	18	月	休 会			敬老の日
	19	火	休 会			
	20	水	休 会			
	21	木	休 会			
	22	金	休 会			
	23	土	休 会			秋分の日
	24	日	休 会			
	25	月	休 会			
	26	火	休 会			
	27	水	常任委員会、議会運営委員会、議会全員協議会			
	28	木	休 会			

月	日	曜	日	程	備	考
	29	金	本会議（最終日） ・ 常任委員長報告 ・ 議案審議 ・ 陳情 ・ 議員派遣の件 ・ 継続調査 ・ 閉会			

平成29年第3回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成29年 9月 7日

閉会 平成29年 9月29日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案71	さつま町道路標識の基準に関する条例の一部改正について	29.09.07	29.09.07	原案可決	—
72	さつま町営住宅等条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	—
78	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	適任	—
60	さつま町川内川大鶴ゆうゆう館条例の制定について	〃	29.09.27	原案可決	文教経済
61	さつま町個人情報保護条例及びさつま町情報公開条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
62	さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
63	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
64	さつま町手数料徴収条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
65	さつま町奨学資金貸付基金条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	文教経済
66	さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
67	さつま町農村地域工業等導入促進審議会条例等の一部改正について	〃	〃	原案可決	文教経済
68	さつま町紫尾山ふれあいの森等条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	文教経済
69	さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	文教経済
70	さつま町観光公園条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	文教経済
73	さつま町水道事業条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	文教経済
74	さつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について	〃	〃	可決	文教経済

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
75	平成29年度さつま町一般会計補正予算(第2号)	29.09.07	29.09.27	原案可決	2委員会
76	平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃	原案可決	総務厚生
77	平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算(第2号)	〃	〃	原案可決	文教経済
84	宮之城中学校校舎増築等工事請負契約の締結について	29.09.27	〃	可決	—
85	マイクロバス購入計画の締結について	〃	〃	可決	—
86	平成29年度さつま町一般会計補正予算(第3号)	〃	〃	原案可決	—
87	さつま町副町長の選任について	〃	〃	同意	—
陳情2	安定ヨウ素剤の希望者への事前配布計画を求める陳情	〃	〃	採択	総務厚生
発委2	さつま町において、原子力災害に備えて甲状腺被ばくの軽減のために、希望する町民への安定ヨウ素剤の事前配布計画の策定を求める意見書	〃	〃	原案可決	総務厚生
3	全国森林環境税の創設に関する意見書	〃	〃	原案可決	議会運営委員会
報告7	平成28年度健全化判断比率の報告について	〃	〃	報告済	—
8	平成28年度資金不足比率の報告について	〃	〃	報告済	—
	議員派遣の件	〃	〃	決定	
	閉会中の継続調査について	〃	〃	決定	

## 平成29年第3回さつま町議会定例会会議録

### 目 次

#### ○9月7日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第60号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館条例の制定について （提案理由説明）	6
議案第61号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町情報公開条例の一部改正につ いて （提案理由説明）	6
議案第62号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について （提案理由説明）	6
議案第63号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について （提案理由説明）	6
議案第64号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について （提案理由説明）	6
議案第65号 さつま町奨学資金貸付基金条例の一部改正について （提案理由説明）	6
議案第66号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について （提案理由説明）	6
議案第67号 さつま町農村地域工業等導入促進審議会条例等の一部改正について （提案理由説明）	6
議案第68号 さつま町紫尾山ふれあいの森等条例の一部改正について （提案理由説明）	6
議案第69号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活 性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の 一部改正について （提案理由説明）	6
議案第70号 さつま町観光公園条例の一部改正について	6

(提案理由説明)	
議案第73号 さつま町水道事業条例の一部改正について .....	6
(提案理由説明)	
議案第74号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について .....	6
(提案理由説明)	
議案第75号 平成29年度さつま町一般会計補正予算(第2号) .....	6
(提案理由説明)	
議案第76号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) ...	6
(提案理由説明)	
議案第77号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算(第2号) .....	6
(提案理由説明)	
議案第71号 さつま町道路標識の基準に関する条例の一部改正について .....	9
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第72号 さつま町営住宅等条例の一部改正について .....	10
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第78号 人権擁護委員候補者の推薦について .....	11
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
散    会 .....	12
○9月12日(第2日)	
一般質問表 .....	13
会議を開催した年月日及び場所 .....	15
出欠席議員氏名 .....	15
出席事務局職員 .....	15
出席説明員氏名 .....	15
本日の会議に付した事件 .....	16
開    議 .....	17
一 般 質 問 .....	17
上久保澄雄議員 .....	17
自然災害に対する諸条件の整備状況について	
原子力防災について	
川口 憲男議員 .....	29
財政対策について	
上圀 一行議員 .....	36
区公民館長・公民会長の報酬の増額について	
田野 光彦議員 .....	38
公共施設のあり方について	
三浦 広幸議員 .....	41
秋葉グラウンド西側旧プールの跡地対策について	
散    会 .....	44
○9月13日(第3日)	

会議を開催した年月日及び場所 .....	4 5
出欠席議員氏名 .....	4 5
出席事務局職員 .....	4 5
出席説明員氏名 .....	4 5
本日の会議に付した事件 .....	4 6
議案付託表 .....	4 7
開 議 .....	4 9
議案第 6 0 号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館条例の制定について .....	4 9
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 6 1 号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町情報公開条例の一部改正につ いて .....	5 3
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 6 2 号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について .....	5 3
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 6 3 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について .....	5 3
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 6 4 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について .....	5 3
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 6 5 号 さつま町奨学資金貸付基金条例の一部改正について .....	5 3
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 6 6 号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について .....	5 3
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 6 7 号 さつま町農村地域工業等導入促進審議会条例等の一部改正について .....	5 3
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 6 8 号 さつま町紫尾山ふれあいの森等条例の一部改正について .....	5 3
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 6 9 号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活 性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の 一部改正について .....	5 3
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 7 0 号 さつま町観光公園条例の一部改正について .....	5 3
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 7 3 号 さつま町水道事業条例の一部改正について .....	5 3
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 7 4 号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について .....	5 6
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 7 5 号 平成 2 9 年度さつま町一般会計補正予算（第 2 号） .....	5 8
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 7 6 号 平成 2 9 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号） ..	6 0
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 7 7 号 平成 2 9 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 2 号） .....	6 0

(総括質疑・委員会付託)	
散    会 .....	6 1
○9月29日(第4日)	
会議を開催した年月日及び場所 .....	6 3
出欠席議員氏名 .....	6 3
出席事務局職員 .....	6 3
出席説明員氏名 .....	6 3
本日の会議に付した事件 .....	6 4
開    議 .....	6 5
議案第60号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館条例の制定について .....	6 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第61号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町情報公開条例の一部改正につ いて .....	6 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第62号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について .....	6 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第63号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について .....	6 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第64号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について .....	6 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第65号 さつま町奨学資金貸付基金条例の一部改正について .....	6 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第66号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について .....	6 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第67号 さつま町農村地域工業等導入促進審議会条例等の一部改正について .....	6 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第68号 さつま町紫尾山ふれあいの森等条例の一部改正について .....	6 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第69号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活 性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の 一部改正について .....	6 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第70号 さつま町観光公園条例の一部改正について .....	6 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第73号 さつま町水道事業条例の一部改正について .....	6 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第74号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について .....	6 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第75号 平成29年度さつま町一般会計補正予算(第2号) .....	6 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	

議案第 76 号 平成 29 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) ……	65
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 77 号 平成 29 年度さつま町上水道事業会計補正予算 (第 2 号) ……	65
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 79 号 平成 28 年度さつま町歳入歳出決算の認定について ……	73
(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第 80 号 平成 28 年度さつま町上水道事業会計決算の認定について ……	73
(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第 81 号 平成 28 年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ……	73
(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第 82 号 平成 28 年度さつま町第 2 上水道事業会計決算の認定について ……	73
(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第 83 号 平成 28 年度さつま町第 2 上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ……	73
(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第 84 号 宮之城中学校校舎増築等工事請負契約の締結について ……	78
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 85 号 マイクロバス購入契約の締結について ……	79
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 86 号 平成 29 年度さつま町一般会計補正予算 (第 3 号) ……	80
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 87 号 さつま町副町長の選任について ……	81
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
陳情第 2 号 安定ヨウ素剤の希望者への事前配布計画を求める陳情 ……	83
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
発委第 2 号 さつま町において、原子力災害に備えて甲状腺被ばくの軽減のために、希望する町民への安定ヨウ素剤の事前配布計画の策定を求める意見書の提出について ……	84
(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
発委第 3 号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について ……	85
(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第 7 号 平成 28 年度健全化判断比率の報告について ……	86
(内容説明・質疑)	
報告第 8 号 平成 28 年度資金不足比率の報告について ……	86
(内容説明・質疑)	
議員派遣の件 ……	87
(決定)	
閉会中の継続調査について ……	87
(決定)	
閉 会 ……	87



平成29年第3回さつま町議会定例会

第 1 日

平成29年9月7日



平成29年第3回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成29年9月7日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員 (16名)

1番	上 圀 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員 (なし)

---

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	福 田 澄 孝 君	局長補佐兼議事係長	半 崎 幹 男 君
議事係 主査	竹 下 和 男 君		

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	紺 屋 一 幸 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画財政課長	押 川 吉 伸 君	町民環境課長	三 腰 善 行 君
保健福祉課長	四 位 良 和 君	高齢者支援課長	岩 元 義 治 君
子ども支援課長	鍛治屋 勇 二 君	農 政 課 長	上 野 俊 市 君
耕地林業課長	杉水流 博 君	商工観光課長	羽 有 郁 夫 君
企業誘致対策室長	市 來 浩 二 君	建 設 課 長	小永田 浩 君
水 道 課 長	三 角 芳 文 君	教 育 総 務 課 長	角 茂 樹 君
社会教育課長	中 窪 啓 二 君		

## ○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第60号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館条例の制定について
- 第 6 議案第61号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町情報公開条例の一部改正について
- 第 7 議案第62号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第63号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第64号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第10 議案第65号 さつま町奨学資金貸付基金条例の一部改正について
- 第11 議案第66号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について
- 第12 議案第67号 さつま町農村地域工業等導入促進審議会条例等の一部改正について
- 第13 議案第68号 さつま町紫尾山ふれあいの森等条例の一部改正について
- 第14 議案第69号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 第15 議案第70号 さつま町観光公園条例の一部改正について
- 第16 議案第73号 さつま町水道事業条例の一部改正について
- 第17 議案第74号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について
- 第18 議案第75号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第76号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第77号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第71号 さつま町道路標識の基準に関する条例の一部改正について
- 第22 議案第72号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第23 議案第78号 人権擁護委員候補者の推薦について

△開 会 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから平成29年第3回さつま町議会定例会を開会します。  
農業委員会会長から本定例会に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

---

△開 議

○議長（平八重光輝議員）

これから本日の会議を開きます。  
本日の日程は、お手元に配布してある議事日程のとおりであります。

---

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、三浦広幸議員及び4番、柏木幸平議員を指名します。

---

△日程第2「会期の決定」

○議長（平八重光輝議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月29日までの23日間にしたいと思います。  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日から9月29日までの23日間に決定しました。

---

△日程第3「諸般の報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。  
一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略します。  
次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、印刷してお配りしてあります。  
御了承願います。  
これで、「諸般の報告」を終わります。

---

△日程第4「行政報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第4「行政報告」を行います。  
町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りしているところでございますが、この中で、6月21日の九州森林管理局長等との地域林政対談、7月3日の北薩3市2町の

医療体制確保推進協議会設立総会、7月21日の全国和牛能力共進会鹿児島県実行委員会臨時総会並びに7月26日の川内川改修促進期成会中央要望について補足して御報告をいたします。

まず、6月21日の地域林政対談についてであります。

国の九州森林管理局長及び北薩森林管理署長を初め、県の北薩地域振興局農林水産部長など、地域の林業行政を牽引をされております関係機関と、林業の成長産業化の実現に向け、地域で実際に直面している、林業事業体の育成や、労働者問題について本町で対談を行ったところでございます。

また、国、県、町、そして地元の関係者が連携したシカ対策の取り組みや具体的な課題、今後の地域林政の展開といたしまして、森林、林業の可能性などについても意見交換をいたしましたところでございます。

次に、7月3日の北薩3市2町医療体制確保推進協議会設立総会についてであります。

近年、医師不足や医師偏在などの問題が全国的な話題となっております。北薩管内区域におきましても、厳しい状況に置かれた医療提供体制に対する充実、改善を求める声が、医師会、消防、住民などから強く寄せられる傾向となっております。

今回、これらの喫緊の課題を協議するため、北薩3市2町において協議会の設立が図られたところであります。

当日は、設立趣旨説明のあと規約、構成団体の承認を行ったあと、薩摩川内市長を会長に選出をいたしました。なお、協議会は、管内の行政、議会、医師会、医療機関、看護協会、消防機関の代表者25名で構成をされております。

今後におきましては、特に、単独市町では取り組みが難しかった、周産期医療体制の確保対策を中心に協議がなされるものと考えており、こうした取り組みによりまして、妊婦の抱える出産に関する不安の解消や、安心して育てられる環境整備の促進が期待をされるところであります。

次に、7月21日の全国和牛能力共進会鹿児島県実行委員会臨時総会についてであります。

第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会におきましては、平成34年に開催が決定をしております。去る5月10日に鹿児島県実行委員会の設立総会が開催され、組織、運営等の体制が整ったところであります。

今回の臨時総会におきましては、鹿児島大会の開催地について、公募で、唯一、応募のありました、霧島市牧園地区が提案をされまして、全会一致で承認されたところであります。

開催地につきましては、1つは共進会及びイベント会場が県立農業大学校跡地など霧島高原国民休養地及び霧島ふれあいセンター広場の、約7.7ヘクタールの駐車場につきましては、農大跡地等のほか11カ所の、約20.3ヘクタールが確保できることであります。2つ目は、交通アクセス及び約1万人が宿泊可能な施設が、会場から約20分圏内にあることであります。3つは、実施本部への人員派遣など、協力体制が可能なことも踏まえ、そして4つは、事務局による事前調査及び幹事会による現地調査をもとに検討されました結果、当地区に決定をしたものでございます。

質疑におきましては、鹿児島大会において、計画的な交配の早期実施について委員の中から意見が出されております。

この臨時総会での決定を受けまして、8月3日、京都で開催をされました、全国和牛登録協会理事会におきまして、正式に霧島市での開催が決定をされたところであります。

また、鹿児島大会に向けた県の新規事業としまして、全共の候補牛となる優良な肉用雌子牛の導入経費の一部助成、あるいは全共の出品条件や審査基準に対応した、肥育技術の実証に取り組む経費の一部助成につきましては、今9月議会に関係予算も計上をいたしております。

本県での大会開催に向けまして、関係機関団体及び生産者が一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

さて、いよいよ本年9月7日から、第11回の全共宮城大会が開催をされます。本町からは、種牛の出品はかないませんでしたけれども、肉牛の部で有限会社徳重人工授精所から、第8区若雌後代検査群への出品1頭ということで、5日の早朝4時40分に出品式が行われたところであります。

また、このほかに和牛審査協議会の高校生の部へ、薩摩中央高等学校の角さんが出場をされることになっておりまして、いずれも全優勝とあわせまして、鹿児島県の日本一の奪還を期待をいたしているところであります。

最後に、7月26日の川内川改修促進期成会中央要望活動についてであります。

川内川下流改修促進期成会の代表としまして、私と川内川上流の河川改修期成会の会長であります、湧水町長並びに県の土木部長、上下流の出身の県議会議員の代表の皆さん方と一緒に石井国土交通大臣以下19名の幹部の方に、川内川の河川改修の整備促進、水防災意識社会再構築ビジョンの推進、川内川水系かわまちづくり事業の推進につきまして、要望活動をいたしてまいりました。

さらに、地元の国会議員、それとまた、宮崎県の選出の国会議員に対しましても、河川関連の予算の増額を強く要望をいたしてきたところでございます。

以上で、町長報告を終わります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

#### ○議長（平八重光輝議員）

これで、行政報告を終わります。

---

△日程第5「議案第60号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館条例の制定について」、日程第6「議案第61号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町情報公開条例の一部改正について」、日程第7「議案第62号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、日程第8「議案第63号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第9「議案第64号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第10「議案第65号 さつま町奨学資金貸付基金条例の一部改正について」、日程第11「議案第66号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」、日程第12「議案第67号 さつま町農村地域工業等導入促進審議会条例等の一部改正について」、日程第13「議案第68号 さつま町紫尾山ふれあいの森等条例の一部改正について」、日程第14「議案第69号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について」、日程第15「議案第70号 さつま町観光公園条例の一部改正について」、日程第16「議案第73号 さつま町水道

事業条例の一部改正について」、日程第17「議案第74号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」、日程第18「議案第75号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」、日程第19「議案第76号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第20「議案第77号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第5「議案60号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館条例の制定について」から、日程第20「議案第77号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」まで、以上の議案16件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第60号から議案第77号までを一括して、提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第60号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館条例の制定について」であります。

これは、さつま町川内川大鶴ゆうゆう館の新設に伴い、本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第61号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町情報公開条例の一部改正について」であります。

これは、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本条例等の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第62号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」であります。

これは、児童福祉法等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第63号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」であります。

これは、外国人青年英語指導助手の報酬額の変更に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第64号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」であります。

これは、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行に伴い、国外犯罪被害者等の戸籍証明手数料の免除規定の追加について、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第65号 さつま町奨学資金貸付基金条例の一部改正について」であります。

これは、さつま町奨学資金貸付基金の増額に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第66号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」であります。

これは、子育て環境の充実を図るため、子供にかかる医療費の助成対象を拡充することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第67号 さつま町農村地域工業等導入促進審議会条例等の一部改正について」であります。

これは、農村地域工業等導入促進法及び過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、関係

条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第68号 さつま町紫尾山ふれあいの森等条例の一部改正について」であります。

これは、さつま町紫尾山ふれあいの森を廃止することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第69号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について」であります。

これは、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正及び農村地域工業等の導入実施計画の変更に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第70号 さつま町観光公園条例の一部改正について」であります。

これは、宗功寺公園用地として寄附申し込みがございましたので、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第73号 さつま町水道事業条例の一部改正について」であります。

これは、公民会合併に伴い、給水区域について本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第74号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」であります。

これは、川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者を指定しようとするため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第75号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」についてであります。

これは、道路維持費に要する経費及び農地農業用施設災害復旧費、公園費、道路橋りょう河川災害復旧費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億1,581万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ135億6,531万円とするものであります。

次に、「議案第76号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」であります。

これは、一般会計繰出金及び償還金並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,078万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ34億4,815万4,000円とするものであります。

最後に、「議案第77号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」であります。

これは、営業費用及び営業外費用並びに建設改良費の経費を補正しようとするもので、収益的収入及び支出において、収益的支出から1万円を減額し、収益的支出の総額を4億2,408万6,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入及び支出において資本的支出に680万円を追加しまして、資本的支出の総額を1億8,241万2,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明をいたさせますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

それでは、「議案第60号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館条例の制定について」説明をさせていただきます。

[以下議案説明により省略]

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第61号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町情報公開条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○総務課長（崎野 裕二君）

続きまして、「議案第62号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○総務課長（崎野 裕二君）

続きまして、「議案第63号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○町民環境課長（三腰 善行君）

「議案第64号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」内容の説明をさせていただきます。

[以下議案説明により省略]

○教育総務課長（角 茂樹君）

議案集の65ページをお願いいたします。

「議案第65号 さつま町奨学資金貸付基金条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○子ども支援課長（鍛冶屋勇二君）

「議案第66号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」であります。

[以下議案説明により省略]

○企業誘致対策室長（市來 浩二君）

「議案第67号 さつま町農村地域工業等導入促進審議会条例等の一部改正について」説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○耕地林業課長（杉水流 博君）

それでは、議案集の68ページをお願いします。

「議案第68号 さつま町紫尾山ふれあいの森等条例の一部改正について」の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○企業誘致対策室長（市來 浩二君）

「議案第69号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について」説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

議案集は70ページになります。

「議案第70号 さつま町観光公園条例の一部改正について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○水道課長（三角 芳文君）

それでは、「議案第73号 さつま町水道事業条例の一部改正について」説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

続きまして、議案集は74ページになります。

「議案第74号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第75号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○高齢者支援課長（岩元 義治君）

それでは、「議案第76号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○水道課長（三角 芳文君）

それでは、「議案第77号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」について説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（平八重光輝議員）

ただいま議題となっています、各議案に対する質疑は、9月13日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね10時45分といたします。

---

休憩 午前10時34分

---

再開 午前10時45分

---

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

△日程第21「議案第71号 さつま町道路標識の基準に関する条例の一部改正について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第21「議案第71号 さつま町道路標識の基準に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第71号 さつま町道路標識の基準に関する条例の一部改正について」であります。

これは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○建設課長（小永田 浩君）

議案集の71ページをごらんください。

「議案第71号 さつま町道路標識の基準に関する条例の一部改正について」御説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（平八重光輝議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって「議案第71号 さつま町道路標識の基準に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第22「議案第72号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第22「議案第72号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第72号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。

これは、公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部改正に伴いまして、本条例の一部

を改正しようとするものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○建設課長（小永田 浩君）

議案集の72ページをごらんください。

「議案第72号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これより、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって「議案第72号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第23「議案第78号 人権擁護委員候補者の推薦について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第23「議案第78号 人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第78号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員のうち、佐藤恵子氏が平成29年9月30日付をもって任期満了となることに伴いまして、新たに富満智恵子氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

内容につきましては、町民環境課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○町民環境課長（三腰 善行君）

議案集の78ページでございます。

「議案第78号 人権擁護委員候補者の推薦について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件を採決します。

お諮りします。「議案第78号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案による者を適任と認めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって「議案第78号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案による者を適任と決定しました。

---

## △散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。9月12日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会時刻 午前10時57分

平成29年第3回さつま町議会定例会

第 2 日

平成29年9月12日



平成 29 年 第 3 回 定 例 会 一 般 質 問  
平成 29 年 9 月 12 日 (第 2 日)

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
1	( 2 ) 上久保 澄雄	<p>1 自然災害に対する諸条件の整備状況について</p> <p>(1) 地域防災計画に基づき、防災マップ上に示されている避難場所の表示のあり方等について、再検討を行う考えはないか伺う。</p> <p>(2) 災害時要援護者の避難のあり方、福祉関連施設等との連携の状況について伺う。</p> <p>(3) 町は、平常時から緊急に必要な食料の備蓄場所の確保と計画的な備蓄を行うとしているが、現在の状況はどのようになっているか。また、食料や生活用品の迅速な供給システムの整備の状況について伺う。</p> <p>2 原子力防災について</p> <p>(1) 緊急時における避難場所の指定は、どのようになされたものか。また、避難場所における生活の維持と関係市町村との協力体制等について伺う。</p> <p>(2) 高レベル放射性物質の捨て場である最終処分場の適地との国の一方的な公表に対し、町として断固とした姿勢を示す必要があると思うが、考え方を伺う。</p>
2	(13) 川 口 憲 男	<p>1 財政対策について</p> <p>歳入にあつては、自主財源、依存財源ともに減少の一途にある。また、歳出面では、膨らむ社会保障関連経費と公共施設等の維持管理費が増加の傾向にある。これまで以上に厳しい財政運営が求められると思うが、次の2点について町長の取り組む姿勢を伺う。</p> <p>(1) 町税や交付税など主要な財源の確保を図るために、どのような施策を講じる考えか。</p> <p>(2) 自主財源対策として、地域の元気高齢者が持つ能力を活用するなど、高齢者の所得向上を図り、税源の確保に繋げるために、今一度、地域の資源（人・山・川）を活かした施策は考えられないか。</p>

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
3	(1) 上 園 一 行	<p>1 区公民館長・公民会長の報酬の増額について</p> <p>現在、行政推進員の20区の館長及び行政連絡員の133公民会の公民会長に対し、報酬が支払われているが、館長及び公民会長の業務も多くなり、特に館長においては年間200日以上務めている館長もいる状態である。人口、世帯数も少なくなる中で、住民の方に区費や公民会費の増額負担を願うには厳しい現状にあることから、報酬額を増額する考えはないか伺う。</p>
4	(6) 田 野 光 彦	<p>1 公共施設のあり方について</p> <p>(1) 3町合併により保有することになった類似の公共施設がある中で、活用がなされずに維持管理費のみ発生している施設が見受けられる。今回策定した「公共施設等総合管理計画」の個別施設計画の中で未策定となっている直営施設の譲渡、貸付け又は売却の方向性について、具体的にどのように進めて行く考えか伺う。</p> <p>(2) 廃校となっている小学校の維持管理費を含めた活用の現状と今後の具体的な活用方策について伺う。</p>
5	(3) 三 浦 広 幸	<p>1 秋葉グラウンド西側旧プールの跡地対策について</p> <p>秋葉グラウンド西側旧プール跡地の環境対策や地域の活性化に資する活用策についての整備要望が数多く聞こえる。跡地対策としての考えを伺う。</p>

平成29年第3回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成29年9月12日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(15名)

1番	上 圀 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	15番	新 改 秀 作 議員
16番	平八重 光 輝 議員		

欠席議員(1名)

14番 森 山 大 議員

---

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	福 田 澄 孝 君	局長補佐兼議事係長	半 崎 幹 男 君
議事係 主査	竹 下 和 男 君		

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	紺 屋 一 幸 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画財政課長	押 川 吉 伸 君	財産管理課長	原 田 剛 志 君
税 務 課 長	丸 田 忠 君	保健福祉課長	四 位 良 和 君
高齢者支援課長	岩 元 義 治 君	農 政 課 長	上 野 俊 市 君
耕地林業課長	杉水流 博 君	商工観光課長	羽 有 郁 夫 君
建 設 課 長	小永田 浩 君	消 防 長	中 間 博 巳 君
教育総務課長	角 茂 樹 君	社会教育課長	中 窪 啓 二 君

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

## △開 議 午前9時30分

### ○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから、平成29年第3回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

14番、森山大議員から、本日の会議に欠席する旨届出がありましたのでお知らせします。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

---

### △日程第1「一般質問」

### ○議長（平八重光輝議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問の通告に従って発言を許可します。

まず、2番、上久保澄雄議員の発言を許します。

〔上久保澄雄議員登壇〕

### ○上久保澄雄議員

それでは皆さん、おはようございます。まず、質問に入る前に、きょうは素晴らしい情報が出ておりました。十年来の悲願達成ということで出ておりましたが、この度の全国の和牛能力共進会、仙台市のほうで開かれましたけれども、見事第1位と、10年ぶりだと、これも新聞では出ておりましたが、関係の皆様方のこれまでの御労苦に対してここに敬意を表しますとともに、心からお喜びを申し上げたいというふうに思います。

それでは、私の質問のほうに入りたいと思います。きょうは傍聴の方も大変たくさんいらっしゃいますが、力が少し入るかもしれませんけれどもよろしくお願ひ申し上げます。

事前に通告しております災害関連について、2件ほど質問させていただきます。

まず、1番目は、自然災害に対する諸条件の整備状況について、3点ほどお伺いをしたいと思います。

まず、避難場所のあり方であります。近年、我が国のみならず世界の至るところで大規模な災害が発生をいたしております、そのたびに多くのとうとい人命と財産が失われているという報道を目にするたびに、自然の猛威に対する人間の非力さを痛感させられるところでございます。

町におきましては、災害対策基本法に基づき、町の地域防災計画が策定されておまして、平成28年には本計画に基づく防災マップを策定されました。全家庭への配付がなされたところでありますが、一般災害、地震災害それから原子力災害までの対応が事細かに示されておまして、いざというときはこれらのマニュアルに基づいた行動をとることで、町民の安心・安全が図られていくものと期待するものでございます。

そこで、お尋ねいたしますが、御承知のとおり豪雨の場合、内水の問題もありますけれども、水位は予想をはるかに超える速さで増水してまいります。したがって、その他の災害もそうでありますけれども、第一には避難、避難はまさに時間との勝負で、一瞬の判断で生死が分かれる結果にもつながるわけでもあります。配付いただきました防災マップには、災害の種類によっては使用できないと、事前に予測されている施設もあるようではありますが、この件についてはどのように理解してよろしいかお伺いをいたします。

また、かねてから各避難場所に避難場所である旨の表示をしておくことで、転入者や地理に不案内の方々に日常生活において常に目にするのが、住民の災害に対する意識の啓発にもつながっていくものと考えます。現在、設置されている表示板を数カ所見てまいりましたが、マップ内

容と表示板の内容が異なるものもございました。大型の案内板は別といたしましても、一般的にはよほど強い関心を持って探さないと気がつかないほどでございます。誰でも一見して確認し、理解できるような工夫も必要ではないかと思いますが、お伺いをいたします。

次は、災害時の要援護者の避難のあり方と福祉関連施設等との連携であります。高齢者、乳幼児、病弱者など災害時の要援護者と言われている方々は、災害時要援護者避難プランにより避難行動要支援名簿を作成の上、平素から安全を確保するための対策を推進するとしております。内容を見てみますと、地域避難支援者、いわゆる地域の消防はもちろんでありますけれども、周辺の地域住民が普段の見守りの中で災害時には避難支援を行う、助け合いの精神に基づく地域活動に期待されているところが大きでありまして、その意味では町はもとより、自治組織や民生委員、地域福祉アドバイザーの方々、消防団員の方々など、その役割はますます重要になってくるところであります。

そこで、要援護者の中には一般の方を対象として指定されている避難場所では支障を来すと予想されるケースも発生すると思いますが、このような多様なニーズへの対応と、また福祉関連施設等との関係はどのようになっているものかお伺いをいたします。

3点目は防災計画には、避難場所への食料や、生活用品の迅速な供給システム整備に努めるとして、町のほうは、平常時から緊急に必要な食料の備蓄場所を確保し、計画的に備蓄しておく。また、住民は平素から3日分の食料の備蓄に努めるとしてしております。近年発生している自然災害の状況を見てみておりますと、避難生活が長期化する傾向にありまして、それだけに避難者の生活を維持・確保していくためには、食料等の継続的な供給体制は絶対的な条件であります。町における備蓄の状況と、食料や生活用品の迅速な供給体制はどのようになっているものかお伺いをいたします。

次は、大きな2点目の原子力防災についてであります。

まず1番目の緊急時における避難場所の指定等についてであります。本町はUPZ内として川内原発から30キロの圏内に位置しているということから、事故が発生した場合は、県内各市町に公民会を単位として、域外への避難が必要とされており、防災マップにそれぞれの避難先が避難ルートとともに示されております。

本年1月に湯田区においては、区の役員の方々を中心とされまして、指定している避難ルートに沿って個々の避難場所の現地確認を行ってこられたところであります。私も同行させていただきましたが、市街地にある施設につきましては、商店や医療機関等が周辺に存在している関係上、生活に特段の支障はないようではありますが、一方、郊外の施設につきましては、ただ施設のみが存在するだけで、周辺には自活できるだけのものは全くない状況もありまして、大変不安を感じたところであります。避難場所の指定に当たっての経緯等についてお伺いをいたします。

原発事故は、福島第一原発の事故の例に見るように、この種の事故については長期の避難生活を強いられる可能性が非常に高いわけです。そこで、避難に当たっては自然災害同様に、非常食を初め必要な生活用品は各自準備をし、しかも自家用車での各自避難ということとなっております。短期間の避難の場合は何とかしのげるでしょうけれども、長期化した場合、どのように考えておられるかお伺いします。

また、避難先となっております、各市町との協力関係はどのようになっているものかお伺いをいたします。

最後に、放射性物質の最終処分場についてであります。このことにつきましては、さる5日の議会全員協議会の場におきまして、総務課長から一部経緯等報告されたところでありますが、事の重要性からいたしまして、私は議会の場において明確にしておく必要があるという観点から、

あえて質問をする次第でございます。

原子力発電所関係につきましては、再稼働うんぬんが論議をされている今の段階におきまして、全国における最終処分場候補地として、経済産業省から公表されたとするマスコミによる報道がなされたところであります。核のごみ、いわゆる高レベル放射性物質の捨て場である最終処分場が全国に900自治体、鹿児島県には36市町村が適地であるとして、具体的な県名、市町村名まで挙げて公表されたところであります。もちろん我がさつま町もその中に入っております。

国はこのことで、自治体に処分場の受け入れを要請するものではないとしておりますが、それにしては国民にとりまして余りにも唐突な話でありまして、どうしてこのタイミングでと言わざるを得ません。予想していたとおり、その1カ月後には早々に、これもどういうわけか、マスコミの報道を扇動して、この秋から関係自治体への説明会等に取り組むんだという考えが示されたようであります。鹿児島県知事はいち早く、マスコミの報道で県で受け入れる考えは全くないと見解を示されております。

最終処分場で問題が発生した場合、適地として名指しをされた市町村のみへの影響だけにはとどまらず、周辺一帯の地域市町村も広く影響を受ける可能性があるわけでありまして。この件については、国に対して各関係市町村と綿密な連携のもとに、まさに住民の安心・安全を守るという立場から厳正なる対応を行う必要があると考えますが、考えをお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

#### ○町長（日高 政勝君）

おはようございます。

上久保澄雄議員のほうから、2項目にわたりましたの御質問をいただきましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、防災マップ上に掲載されている避難場所の表示のあり方等について、再考の必要はないかということでございます。

防災マップにつきましては、平成27年度から28年度にかけて、作成時点での国の最新のデータなどまで取り込んで作成をいたしました。県内でも最も新しい情報を掲載したマップでございます。本町で従来作成していたスタイルを大幅に改善をいたしまして、ボリュームは非常にございますけれども、それだけボリュームが、なぜああいう形にしたのかということになると、もう一枚紙でこうやったって、何日かすると、もうどこにやったか判らんということになると、せっかくのこの安全を期するマップでありますので、しっかりと身近なところに置いて、やはりそういう災害の時点には常に目を通していただいて、自分の置かれている地域はどういう状況になっているかというのを常に頭に置いて、やはり区長の避難の指示とか、いろんな避難準備情報とか、避難の勧告、そして最終的には避難指示というのが出されるわけでありまして、いち早くもう避難をしていただく、そういうことで各家庭にあれだけのものをお配りしているわけでございます。

最新情報とかあるいはこの防災情報などを盛り込んだ見やすいマップに仕上げたというふうに自負をしていたところでもあります。ただ、こういう情報誌につきましては、作成した時点からやはり経年をいたしますと、情報が古くなるということがございますので、やはり地域とかあるいはこの法律などの各種の条件にも変更が出てまいります。そういう場合においてはその都度見直しをしていくべきだというふうに考えているところであります。

ところで、御指摘のとおり災害の種類によって避難場所も使い分けを致しております。これは、

従来小学校や公民館などの一定規模の公共施設を中心に指定避難所として指定をいたしておりますが、全ての災害に対応させて運用してまいりましたけれども、近年の災害の発生状況とか運用等の見直しによりまして、耐震化の弱い施設あるいは浸水区域の土砂災害の警戒区域に立地する施設については、それぞれ施設自体が被災する可能性のある場合につきましては除外すべきということで見直しによるものでございます。こうしたルールに基づきまして、この修正を加えているわけでございます。

やはり、台風の場合はもう丈夫な建物だと、しかし、大雨の場合は危ないとか、あるいはその逆の場合もあるわけですから、地震とか、災害の種類においた場合、この避難場所のあり方というのは、やはり安全を期していく上で、災害の種類に応じて変更をしていくということが町民の避難者の皆様方の安全を守ることだというふうに考えております。施設につきましては、できるだけ集落の身近にありまして、使い勝手のよい施設が好まれるわけでございますが、今申し上げましたとおり、この例えば耐震性がなくても水災害には使用できるとか、可能な施設についてはそのままこの区分をして残しているところでございます。

現在、町では避難を呼びかける際には、入手をいたしました気象データ等をもとにしまして、できるだけ早い時期に発生しました災害に対応可能な、最も適した施設を指定をして避難を呼びかけをしているところでございます。また、マップに掲載をしております避難所につきましては、ほとんどの地域では通常起こりうる災害には全てそのまま利用できますけれども、浸水区域など国が昨年新たに示したデータ等で変更の必要性が生じた事例がございます。

冒頭で申し上げましたけれども、いろんな条件に不都合が生じた場合には、適切にこの見直しを進めていくという基本的なスタンスでおります。

また、避難所のこの表示板の件につきましてもお尋ねがございましたけれども、平成19年ごろから進められました「まるごとまちごとハザードマップ」事業によりまして、表示板設置事業を導入をして設置されたものでございます。

今回、修正の必要が生じたものがあるようですので、先ほどから申し上げておりますとおり、不都合な部分につきましては見直しを行いまして改修をしてみたいと考えております。

本年6月に、水防法のいろんな法律が幾つか改正、施行されまして、防災に対する新たな義務あるいはアイデアも生じておりますので、そういう点につきましても考慮しながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、まるごとまちごとハザードマップ事業につきましても、図柄の変更など見直しがなされているようでございますので、こうしたものについても参考にしてまいりたいと考えております。

次に、災害時の要援護者の避難のあり方、福祉関連施設等との連携の状況についてでございます。昨年の熊本地震を初めとしまして、台風、豪雨災害など毎年のようにさまざまな自然災害が発生をしている中でございます。町におきましては、災害時の要避難援護者に支援をするために登録制度を推進をしているところでございます。この制度につきましては、既に御案内のとおりでございますが、災害時に避難することが困難な方々を登録をしていただくということでございまして、近隣の支援をしていただく方や公民会の役員、民生委員あるいはこの関係機関等で情報をお互いに共有をするということがまた大事でありますので、そういう皆さん方でお互いに助け合っていく、そういう避難の支援体制を構築をするというものでございます。広報紙とか、あるいはこの御意見にありましておとり民生委員の方、あるいは在宅福祉アドバイザーの研修会などで、日ごろから啓発を進めているところでございます。

現在、この災害時避難要援護者の皆さん方が、登録をされている方ですが、9月1日現在で97公民会の中で499人の登録者になっております。

この避難所が開設をされますと、まず一般の避難所に避難をしていただきますけれども、その中で一般の避難所で過ごすことが困難な方々につきましては、町で指定をしました福祉避難所に移動をしていただくこととなります。

現在、この福祉避難所としましては、宮之城保健センター、鶴田保健センター、さつま農村環境改善センター、以上の3カ所を指定をいたしております。福祉避難所につきましては、一般の方を対象としました避難所で対応が困難な方々の避難所として位置づけをしております。さらに、この町内にあります民間の福祉関連施設にも御協力をいただくということが、避難体制の充実にもつながるといふふうに考えております。

国・県からも、さまざまな災害時の発生を受けまして、福祉避難所の整備に努めるように通知が出されておりました、今年度に入りまして宮之城ふくし園ほか3カ所の特別養護老人ホーム等の方々と、町と施設の協定により福祉避難所としての指定を進めることについて御説明をいたしております、前向きに御検討をいただけるということでございます。

町の保健センターにおきましても、一般の避難所よりも対応はしやすいわけでございますが、福祉施設等では、より専門的な対応も可能でございますので、引き続き福祉避難所としての協定の締結に向けて話し合いを進めてまいりたいと思っております。

なお、本年の6月におきましては砂防法等が改正、施行されました。これまで、福祉施設や医療施設に対しましては努力目標となっておりました避難計画等につきまして、また浸水区域や土砂災害警戒区域などに存在する施設に限りましては、避難行動計画の策定が義務づけられる改正がなされたところでございます。こうしたことから、対象となります施設等につきましては、計画の策定とか指導とかあるいは支援を進めるよう担当課のほうにも指示をいたしているところであります。

それから、次に食料や生活用品等の供給体制について、食料等の備蓄と生活用品等の迅速な供給システムの整備の状況ということでございます。

現在、食料等の備蓄につきましては、飲料水につきまして一定の備蓄をいたしております。ペットボトルを2リッター100本とか、供給用の給水パック10リットルを600袋、5リットルを500袋を準備中でございます。その他の物資につきましては、簡易トイレ90基、毛布117枚、タオルケット85枚などのほか、ブルーシート、簡易間仕切り、緊急セットなど若干数を備蓄しているところでございますが、特段この食料については現在のところ準備をしておりません。避難者は自主的に3日分は準備をしてくるということでございまして、3日間しますといろんなところからまた応援体制ができる可能性がありますので、そういう形で今はとっているところでございます。

災害後の避難時におきましては、毛布とか食料などを準備しての避難の協力をお願いしておりますけれども、避難生活がおっしゃるとおり長引く場合におきましては、食料とか生活用品を準備しなくてはならないことは、過去にも経験をいたしているところでございます。

町の計画におきましては、町内の事業者、小売事業者等を調達先としてございますけれども、平成27年8月の台風15号を初めとしまして熊本地震など、近年の災害時におきましては、町内の小売店での必需品の売り切れというものが発生している状況でもありますので、町内事業者からの供給というのは、一定程度の確保はしながらも、この全てを供給することは一般住民の皆様方全てということになると、やはりこの不安もあるかと思っております。こうしたことに対応するためには、県とかあるいは市町村では大型の小売事業者等と災害時の応援協定を締結しておりますので、こうした事業者等を通じまして必要な用品の供給体制を整えるのが一般的であると考えております。双方、その場の状況によりまして、可能性の高いほうで供給体制を進めること

といたしております。

なお、現在実績のない食料の備蓄に関しましては、これまで経験してきた災害時のケースでは、早期に小売店やこの卸売店などからの直接の調達ができおりましたので、備蓄よりもこの調達の方法で課題解決に当たってまいったところでございます。

今後については、本当にこの長期間にわたるといことも想定されますので、賞味期限なども考慮しながら、乾パンとか、一定量の備蓄をする方向で検討をしてみたいと思っております。

また、近年におきましては、大規模災害時の発生状況に鑑みまして、災害発生時の種類、状況に応じまして、必要と思われる食料あるいは生活用品につきましては、市町村の要請を待たずに、国や県などから実施される物資型支援というのが進められております。最近では、この受け入れ態勢の構築をするということが非常に大事であります。いわゆる、受援計画の策定というのが求められておりますので、こういった計画の策定につきましても整備を進めるように担当課のほうには指示をいたしているところでございます。

次に、大きな2項目の原子力防災についてでございます。

まず、避難場所の指定の経緯と避難生活の維持について、緊急時における避難場所の指定はどのようになされたものかということでございます。

本町の地域防災計画の中に、過去におきましては、もう原子力災害についてはうたってなかったんですけども、福島のおあいう事例を受けまして、この近くにも原子力があるということなので、原子力編につきましても大きく見直しをして新しく盛り込んだところでございます。

PAZ、いわゆる5キロ圏内、あるいはUPZ、30キロ圏内などのこのエリア指定を行いまして、防災に関する規定等が定められたところでございます。このうち、避難計画に関することにつきましては、UPZ圏内におきましては、基本的には屋内退避というのがルールとなっております。しかし、これがまた影響が広く及ぶ場合においては、一時移転、つまり広域避難をする必要があるということでございます。この広域避難の考え方につきましては、UPZのこの30キロ圏内の住民の皆さん方を30キロ圏外に移動をさせるというのが基本になっております。

この枠組みの中で、同一市町村内で収容できない場合におきましては、県でこの周辺市町を調整をいたしまして、県の施設を含めまして、指定をされました関係市町村と市町と直接協議をして、提供のありました施設をUPZ圏内の各公民会へ、その人口を考慮しながら、また自治コミュニティがございますので、できるだけ同じ公民会で、そういう範囲の中で可能な限り同一方向に集約ができるようなことを念頭に、この施設の配置をいたしたところであります。

なお、避難所につきましては、避難をするまでの経路の道路事情の、地震によっては環境変化ということも当然ございますので、その都度見直しをしていく必要があると、想定をいたしております。

また、避難所として指定したあとにつきましては、土砂災害の警戒区域内にあるとされた施設などもございますから、この部分につきましては、改めてこの県の原子力防災課に対しまして提供をいただいております避難所全体の現状調査等を実施できないか協議をいたしておりますし、その結果でこの必要があれば追加の施設の提供などについてもさらに協議を進めてまいりたいと思っております。

なお、実際の避難におきましては、この県で避難支援のシステムの構築がされておまして、避難先が使用できない場合の調整など、支援を受けられることになっているところであります。

先に触れましたけども、大きくは国あるいは県の動向も踏まえながらの見直しを初めとしまして、公共施設の見直し、あるいは道路事情の変化などもございますため、その都度の見直しも行いながら、おおむね5年程度には全体的な見直しも必要ではないかと考えているところであります。

す。

それから、避難所における生活の維持についてはどのように考えているかということでございますが、原子力防災上、避難の必要が生じた場合におきましては、役場としましても最低限の業務は行う必要がございますので、その中で広範囲において多くの施設に職員を配置をせざるを得ないということになるかと思っておりますので、恐らく町の職員のみでは対応が難しくなるということも想定をされます。

事故の規模にもよりますが、重大事故の場合は避難期間が長期化しまして、仮設住宅の建設までの期間も相当に及ぶと考えられます。避難所の居住空間というのは快適とは言えないということも考えておまして、その辺の運営の必要については、十分いろいろと考えていく必要があると思っております。

特に、生活用品等につきましては、物資の調達とか支援物資の配分、いろいろと配慮していく必要がございます。いったん事故が発生した場合には、町の単独で実施できることには当然限界が生じますので、事故発生時におきましては原子力防災計画、被災市町村の要請がなくても事故の状況に応じまして、国や県の支援を受けられることになっております。また、本県では県内全市町村で災害時の総合支援協定を結んでおりますので、場合によっては広く、県内外から、被災を受けなかった市町村からも応援もあるかと思っております。

次に、関係市町村との協力体制についてでございます。避難施設の所在地でございます。さつま町は、鹿児島市と霧島市のほうにお願いをしておりますが、まず防災計画、避難所の提供とか開設などの協力をいただくことになっております。しかし、複合災害などがあつた場合におきますと、過度な支援ということまでは期待できないのかなと思っておりますので、やはり国とか県とか、あるいはこの被災を受けなかったほかの市町村からも御支援をいただくという状況にならざるを得ないと思っております。いずれにいたしましても、関係市町村とはかねてから良好な関係を構築していきたいと考えているところでございます。

あとは、次の最後の、原子力の放射性物質の最終処分場の問題でございます。

高レベル放射性物質の捨て場でございます、最終処分場の適地との国の一方的な公表に対しまして、町として断固とした姿勢を示す必要があるんじゃないかということでございます。

国におきましては、原子力発電所設置以前からの課題でございました、高レベル放射性廃棄物の処分場の建設につきまして、めどが立たずに最大の課題になっているところでございます。処分方法につきましては、地下300メートル以下の地下の深部に廃液を、ガラスと交えて固定化したものを金属製の容器に詰めるなどして、厳重で安全な安定した処分方法を用いるということが有力視されているようでございます。しかし、肝心の廃棄物の処分地の建設場所の選定がなかなかできないということで、現在まで至っております。国も、市町村の動きも全くないということでございますので、今、国のほうでは、市町村の動向に沿ってもなかなか進まないということで、国主導で進める方針に転換をいたしております。処分場の建設が地質学的、科学的に有望な地域を調査の上で、国民に必要性とかあるいは処分方法の安全性などの情報提供をするなどして、国民みんなで考えてもらおうと、そういう施策に変わってきておるところでございます。

その一環としまして作成し、公表されましたのが、先の科学的特性マップでございます。ただ、この調査におきましては、これまで国や県などのほうで実施されました地質調査のデータとか、地震発生時の断層のデータとか、個々のデータを集約するなどして作成をしてあるようでありますが、またさらに運搬上の視点、いわゆる沿岸から20キロ程度の距離を優位とする方法でされたものでございまして、いろんな学者の話によりますと、科学的な根拠はまだ不足しているという指摘もあるようでございます。

ところで、今回の科学的な特性マップの公表前に、国の動向が発表されている時点から、そしてまた、今回のマップの公表に合わせまして、いろんなマスコミ等の電話取材とか、来庁されて私のほうにも取材をされております。また、アンケート調査もたびたびございます。その都度、こうした要請に応じて、私の考えにつきましては処分場、そういうものはもう絶対受け入れないと、そういう考えはないということは申し上げております。一貫して反対の意思を表明しているところでございます。

また、先ほども議員のほうからありましたとおり、三反園知事におかれましても、県内での受け入れの考えは全くないということも表明されております。今回の公表の指針につきましては、御指摘のとおり、国民に方法や必要性についての理解を求めるという作業の一環と受け止めておりますけれども、公表された特性マップによりまして、科学的な有望地のある自治体に対しましては、詳細な調査の実施を進めることは今のところはないとされているところであります。一方で、詳細調査の受け入れについて検討をされている自治体におかれましては、マップを検討材料にしてほしいというデータにもなっておるようであります。

御指摘の早めの段階で、連携や何らかの対応ということについてであります。現段階で特に協定や連携など、特段の取り組みの必要性は感じておりません。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

#### ○上久保澄雄議員

ちょっと私のほうで、質問事項が項目が多すぎて、質問者のほうで整理ができない部分もちょっとあったんですが、2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の自然災害に対する関係の部分で、避難所のあり方等の問題であります。マップ上のですね。これについては、町長のほうからただいま説明がありましたように、やはり逐次見直しを続けていく必要がこれはあるだろうと。災害の対応もそれぞれ変化してまいりますので、いったんもうこれで決めたからそれでいいんだと、そのまま行きますよというわけにもまいらないうだろうと。

先ほど少し話をしましたけれども、いわゆる川の氾濫の問題じゃなくて内水によって使えない施設が出てくると、御承知のとおりだろうと思っておりますけれども、これが、今配付していただいておりますマップ上は使えると、洪水時に対応ができますというふうに表示がされているんです。それで現場のほうを見てみますと、やはり看板のほうも洪水時避難場所という、いわゆる看板がそのまままだついております。現地の、現場の消防団に聞くと、ここはおかしなあとという話も出ておりますので、その辺はひとつ、また考えるんだという町長の話でしたから、ちった今度は太かとのですね、それを車の中からでも確認ができるというぐらいのやつをつくっていただければと。どけあっどかいというふうには私ちょっと見てまわりました。隅っこにちょこっと小さいの、小さいちゅうか、よく見りゃあ判るんですけど、車のナンバープレートをちょっと大きくしたぐらいの表示板ですので、隣の県の状況をちょっと見たんですが、向こうは車で走っている中で、あやないけど、避難場所ち書いちゃらよとすぐ確認ができるようなぐらいの表示板がございました。場所によっては邪魔になるかもしれませんが、大事なことだというふうに思います。

例えば、避難弱者の中にも入るんでしょうけれども、例えば温泉街等においては観光客もおるわけです。そういった人たちは知らないわけです、どこが避難場所かと。避難場所はここですと、場所名を言ってもその場所が判らんと。ところが、看板を見ればしょっちゅう通るわけですので、通りがかりでもうここなんだというのは確認ができますので、そういった取り扱いも大事かというふうに思うところです。

ぜひこれは検討していただければというふうに思うところです。お金もかかるかもしれ

ませんけれども、命にはかえられませんので、どうか御検討をお願いをしたいというふうに思います。

2番目のこの要援護者の関係です。これ、なかなか個人情報とのからみもありまして、情報の共有というのはまず第1だと私は思っております。お互いに消防団員あるいは地域の自治会のお世話をされる方々、やはり、うちには誰がどこにいらっしゃるんだと、そういう方々はですね、そういった情報を事前に共有していないと、なかなかいざというときに動けないと、もちろん、そういった名簿はつくってはあります。私も拝見させていただいたことがありますけれども、それぞれによって取り扱いが違ってくるというふうに思います。その方の状況によって、要援護なのか、要支援なのか、そういった人たちも含まれてまいりますので、高齢者の一人暮らしの方、あるいは高齢者のみの世帯の方、老老介護の方とか、いろいろいらっしゃいますので、公にはできない部分がありますけれども、やはり関係者の方々だけでも情報の共有というのは大事かというふうに思います。それがいざというときには即、役に立つと。無駄な時間を費やす必要なく、スムーズな対応が可能になってくるんじゃないかなろうかというふうに思うところです。

なお、福祉施設の関係につきましては、私、町内で特老とかいろいろ施設がございますけれども、そういった施設の中にある程度の枠をとっていただく方法はないものかというふうに思うところです。これは、どこでしたか、ちょっとど忘れしましたが、ある市でしたか、そういった施設の中で数百床受け入れの準備はしてあるという報道を聞きました。もう18分ですね、急がんにやいかんですけれども。

そのような、常に密接にそういった施設等とも調整していただいて、その人の個人個人の状態にもよるでしょうけれども、その場合スムーズにそちらのほうに移行できるというような体制がとれますので、事前にそういった調整も必要ではないかというふうに思うところです。

急いでいきますが、3番めはこの備蓄の問題です。これも非常に難しい問題でして、食料は特に保存がききません。そしてまた、きくとしても適当な時期には更新をせんにやいかんと、廃棄をせんにやいかんになったりする部分もあろうかというふうに思います。

そこで、災害が発生した時点で、先ほど町内調達、まあ1日2日で済む分については町内調達で済むでしょうけれども、長期化した場合はどうしても他の市町村とか、いろんな協力関係団体、会社もそうでしょうけれども、民間の方々への協力といった体制もとっていかんにやいかんだろうというふうに思いますので。現在そういう取り組みをやっているんだということでございましたから、そちらのほうで進めていただきたいというふうに思います。

県の協定はもちろんですが、伊佐、川内、霧島、出水とそれぞれ市町村間でも協定を結んでいらっしゃるようですので、かねてから、連携をとりながら、災害時にはお互いに、今度は向こうに手伝いにいかんにやいかん部分もあるわけですので、相互協定ですので、やはりその辺はかねての連携が重要かというふうに思います。良好な関係でその辺をつないでいただければと思うところです。

1番の大項目については、もうこれで私は終わります。

2点目のこの原子力防災なんですが、これは先ほど30キロ以上ですね、原発を中心として30キロ以上については、域外に避難ということになるわけでありまして、私が直接現地に行った感想から申し上げますと、これは自分たちの車で避難をなさいとされているんです、計画は。私は無理だと思います。できる人が何人いるだろうかと。また、交通の事情にもよるでしょうけれども、どこどこどこですと場所はわかりますけれども、そこまで行きつかんと私は思います。

だからその辺を、これでいいのかなと。何か、大型のバスでも借りて、それで共同で一緒に避難をするとか、民間のバスでも借り上げていくとか、そういった対応をとらないと、とても一人

では自家用車でおいわれで行きゃんせと言われても行きつかんと思います。行きつく方が何人いらっしやるでしょうか。そういう感じを持ちました。場所が非常に、市街地はいいです。郊外になると、どこだろうかと。周辺には人家もないし、あるのは大きな建物があると、そこに炊事をする設備とかあるのかと、それもないと思う。なら、これ何を食もっていけばよかどかいと大変不安になった場所もございました。

これらをだから誰が選定されたのかというのをお聞きしたところでした。町がある程度素案を持って、最終的には県が調整したというお話でしたから、いけんなとかなあというふうな不安はまだ残っておるところでありますけれども、恐らく私が見たのは一部ですから、この30キロの全体を見てみますと、かなりそういうところがあるんじゃないかと。これ、相手の市町村さんが受け入れていただけたところですので、余り言えない部分もありますけれども、現場に行って担当の方が、あまりよく知らないというところもございました。よく理解していらっしゃらないところですね。ただ、施設を一応充ててあるという感じもしないでもございました。ここはもうちょっと中身を詰めていただく必要があると。

避難をする事態はこれはあつてはならんことですので、それはないとは思いますが、これ絶対という言葉は絶対使えませんので、何があるか判りませんので今の時代ですね。北朝鮮の問題は言っていないですかね。いろんなテロとかそういった想定もあります。なかなか今の示されている案内では、非常に厳しい面が多いというところがございます。もうちょっと具体化した内容が欲しいなと思うところでございます。

それから、最後の問題です。いわゆる最終処分場です。再処理場については今、2カ所ですか、国内にあるんですが、六ヶ所と東海ですか、これは再処理ですので、これはもう最終的に捨てるんだと、永久に捨てるんだというところを今回いきなり公表がなされたわけでありまして、私もこの新聞を見ましてびっくりしたんです。何の前ぶれもない中にいきなり新聞にどかんとこのマップが出まして、これ何やろかと思ったら、最終処分場に適したところですよという表示がなされておりました、ほとんどこの沿岸なんです、沿岸部。ところがさつま町は、沿岸部はある程度、これは別として、ほとんど沿岸部が多いんですが、さつま町は内陸部なんです。先ほど町長は26キロとか二十何キロとかおっしゃいましたか、20キロですか、沿岸から。これは輸送の関係が大きいと私は思っております。陸路を、そんなものを危ない、危ないつか安全にして持ってこられるんでしょうけれども、陸路を搬送されとした場合に、そこで事故が発生するしたら、大変な問題になる。だから、恐らく沿岸部を中心として選定された結果がこういった形になったのではなかろうかというふうに思うところです。

そういう面から行きますと、本町は活断層も地震がありまして大変な被害を受けた地域でもあります。科学的な根拠をもって選定したんだと国はっておりますが、私はそうじゃないんじゃないかと。こんな火山地帯の中に、適地であると。もし、埋め込んでそれがどんときたらどうするんですかと。非常にいいところはいっぱいあるんですが、これはもう町長がされたことではありませぬので、そういった思いを、国のほうに私は伝えていただきたいという意味で、きょう取り上げたところでございます。

今後、もう既にマスコミをまた通じていろいろやっておられる、国はですね。国のほうから自治体に対して、恐らく何らかの動きが今後出てくるだろうというふうに思いますが、そこで関連する重要なこの情報とかあるいは国の動きとか、そういったものについては、いきなりどんと新聞で公表される前に、市町村にある程度打診があった部分、お知らせがあった部分等については、これ非常に住民の方不安に思っていらっしゃいますんで、そういった不安を解消するという意味もございませぬが、ぜひ何らかの方法でそういった手立てをとっていただきたいというふうに思う

ところでございます。

町長は、もう絶対そげんた受け入れんどという固い表明をされました。どの県、市町村においても同じことだろうというふうに思います。国は、ある程度の補助金を云々と、ちらちら出ておったようではありますが、これは公式では恐らくないだろうと思います。軽々に容認できる話ではございません。また、もちろん簡単に受け入れるというわけにもいかない、極めて重大な問題だというふうに思っております。そこで、あくまでも住民の総意に基づいて、最良の方法を選択されることを、先ほど町長のおっしゃった、絶対うちでは受け入れないですよ、その方向性を今後も維持をしていただいて、先ほど言いました周辺地域ともこれは関係あることですので、さつま町はやっせんどと言っても、お隣さんとかがよかどち言われたらこれは困んどと、そういった話にもなりますから、やはり周辺地域とも連携をとっていただいて、住民の安心・安全を守っていただけるように取り組んでいただきたいと思います。

町長、この件についてももう1回だけ答弁をお願いいたします。

#### ○町長（日高 政勝君）

まず、自然災害の関係につきましてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、やはり地域防災計画の関係あるいは内容等につきましても、逐次法律が改正をする、あるいは地域の事情が、やはり気象によって変化をするということがございますので、その都度やはり適切な見直しをしていくということはもう原則でございますので、そのとおり進めてまいりたいと思っております。

それから、看板の経緯につきましても、なかなかやはり表示の看板が小さくて目に入りにくいというようなことであります。やはりこの避難場所を明らかにするためには、そこに住んでいる地域の町民の皆さん方は当然でありますけど、おっしゃるとおり地域外から観光客の皆さん、あるいは通行される皆さん方にとっても、たまたまそこで災害が起きたときには、ここの地域はどこに行ったらいいかということは、この施設の名前は当然でしょうけど、やはり方角を示して経路を明らかにしていく、目に留まる、そういう表示の仕方というのが、やはりこの安全を守ることが大事でありますので、そのような形で、もう一回その辺の表示はしっかりとした目視ができるような形で切りかえたいと思っております。

それと、災害時の要援護者の関係につきまして、本当、地域によりましては福祉施設の関係もありますが、公民館とかそういう避難所になっておりますけれども、学校とかありますが、その際にやはりこの、今地域活動の中で、災害時要援護者の皆さん方の家庭を地図に落として、いわゆるマップづくりをしていただいております。これは、地域の館長さんとかあるいは民生委員さんとか、福祉在宅アドバイザーの皆さんとか、健康づくり推進の皆さんとか、公民会長さんは当然でしょうけど、皆さん方が一緒になって、なら我が公民会には本当に、災害が一旦発生したときに、どなたかやはり手助けを、支援をしてせんやいかんだろうという方がいらっしゃるわけです。それなら、その方がどういう対応が、いわゆるその助ける状態がどうなのかという対応がさまざま、おっしゃるとおりですね、どのような手助けが大事かということと、なら誰と誰がその家庭については支援をしていくかということまで、各地域ごとにマップづくりをして、そういう体制づくりをお願いをしているところでありまして、もう既にそういうところが何地区かもうでき上がっておりますけれども、できるだけそういう形のお願いをさらにやっていく必要があるかと思っております。

それから、福祉施設の避難所の関係であります。もう先ほど、町の施設としては3カ所指定をしておりますけれども、やはりそのほかにも福祉施設の関係につきましても、今、先ほど申し上げましたとおり、施設ごとに説明をいたしておりまして、前向きに検討をしていくというような方

向がありますので、その施設でどの程度の枠で受け入れていただくか。一つはそういう施設のところが、あるいはこの設備、施設が整っている、あるいは専門的な看護師さんとかいろいろな方がいらっしゃるわけですから、より安全な形で避難ができるかと思っておりますので、できたらそういう施設の御協力もしていくことについて、今後も詰めをさせていただきたいと思うところであります。

それから、一旦いろんな災害が起きましたら、市町村との連携というのはもう当然としてお互いのことでございますので、そのような体制づくりはこれからも構築をしていきたいと思っております。現在でも、熊本とか、あるいは今でも東日本に職員の派遣をしておりますけれども、やはりそういう形で、お互いのこととして、助け合いの精神で詰めていきたいと思っております。

それから、原子力の問題です。おっしゃるとおり、この避難場所のところが30キロ圏外に広域避難をしなければならなくなったときに、どこにさつま町の町民の方に避難してもらおうかということがございましたので、鹿児島県のほうで、そこはさつま町の場合は霧島市と鹿児島市ということで選定をしていただきました。そして、私も直接それぞれの市長のほうには御相談に行きまして、いろいろ県のほうでその施設については、あるいは受け入れの市で、ここに予定をしておりますということで、それぞれ選定をしていただいた経緯がございます。

それで、実態として、中にはおっしゃるとおり、全てこの市街地の利便性の高い、いろんな買い物とかそれに支障のないとか、そういう場所に限ったことではないわけですから、その辺につきましてはさらにまたいろいろな支援体制がさらに必要になってくるかと思っておりますので、今後また、県とか市町とはさらにまた調整を進めていきたいと思っております。

あと、この最終処分場の問題でございますけれども、これについては、新聞報道であっただけで、全く市町村には説明も何もない。全くない。特段、何も聞いておりません。当然、新聞を見て我々もびっくりしたことが書いてあります。

それもう以前からアンケートとか、最終処分場がなかなか、一時は手を挙げたところも県内にも3カ所ありますけど、全く結果的にはもうなくなってしまっております。もう今は条例さえつくって、受け入れないということになっておりますが、県内どこもそういう形になっておりますけども、全国でもそういうところがあつて、それももうなくなってしまつて、国がもうなかなか先に進まないというようなことで、公募もなくなったわけではありませんけども、やはり国のほうで主導的にいろいろ調査をして、こういうところが適していますよと、先ほど申し上げたようなことで、県内には36カ所、36市町になっております。

そういうことがあつて、我々はもう当初から、もうそういうマスコミのほうからありましたら、受け入れる考えはありませんと明確にお答えをいたしておるところでございます。今後もそういう姿勢は一貫して変わらないつもりでおります。

ここで、参考までに申し上げますけれども、いろんな、これも全く新聞情報でしかあれですけども……。

○議長（平八重光輝議員）

町長、時間が来ましたので簡潔にお願いします。

○町長（日高 政勝君）

なら、後で。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。

以上で、上久保澄雄議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開はおおむね10時40分とします。

---

休憩 午前10時32分

---

再開 午前10時40分

---

**○議長（平八重光輝議員）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、13番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

**○川口 憲男議員**

先に通告いたしました、財政対策について質問いたします。

財政対策については、これまでに行財政改革等さまざまな施策を講じてこられました。人口減等による自主財源の減、国の財政上の地方交付税等の削減など、地方の活性化を掲げながら地方は非常に厳しい財政を強いられている状況です。

本町でも、微妙ではありますが財政がひっ迫するような状況にあります。財政調整基金や諸積立金を講じ、対策をとられています。しかし、年金等の底上げや経済の低迷など、町民の生活は厳しい状況にあります。町政の大きな目的は、町民の福祉向上と健康で潤いのある地域生活にあるのでは。今後、さらなる財政対策を講ずる姿勢が必要ではないかと感じております。歳入にあつては、自主財源、依存財源ともに減少の一途にある。また、歳出面では、膨らむ社会保障関係や公共施設の維持管理費の増加傾向等厳しい財政運営が求められる中にあります。次の2点について町長の取り組みの姿勢を伺いたいと思います。

1 問目、町税や交付税など主要な財源確保を図るために、どのような施策を講じる考えなのか。

2 問目、自主財源対策として、地域の元気な高齢者が持つ能力をさらに活用するなど、高齢者の所得向上を図り、税源確保につなげるために、いま一度、地域の資源、人や山・川等を生かす施策は考えられないのか。

1 回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

**○町長（日高 政勝君）**

川口憲男議員のほうからの御質問の財政対策についてということでございますので、お答えをさせていただきます。

1 つ目の町税や交付税など、主要な財源の確保を図るため、どのような施策を講じるかということでございますが、主要な財源でございます普通交付税、これにつきましては行革など、頑張る地方自治体を支援する算定が強化推進されているところでございます。そういう中で、段階的な縮減期間における支所に要する経費、消防費及び清掃費の増高経費につきましては、引き続き交付税算定に反映をするということとされたところであります。

このようなことから、幾分か減額も緩和されてきておりますものの、財源確保の面からにおきましては、厳しい状況にあることについてはもう御案内のとおりであります。本年度も前年度に比べて2億4,000万円程度の減ということでございます。

このような中で、今後の財政運営につきましては、民生部門の社会保障関連経費などの増加が

見込まれております。これまで取り組んでまいりました事務事業評価の体制をもう一段階レベルアップして、スクラップアンドビルドの徹底、あるいは効率的な、効果的な行政運営の推進につきまして、本年度から新たに町民視点による事務事業の評価、検証を行う外部評価委員会を設置をいたしました。事業のさらなる見直しを進めながら、質の高い行政サービスのまちを目指すための、新たな事業に係る財源を捻出する体制の構築にも努めてまいり考えております。

また、地方債を財源とする事業につきましては、これまで地方債残高の減少に努めてきた経緯等も踏まえまして、引き続き過疎対策事業債や合併特例事業債などの交付税措置のある有利な地方債の計画的な活用に努めてまいります。

さらに、町税等につきましては、課税客体的確な把握、着実な徴収や滞納整理に努めるほか、公共施設等の総合管理計画に基づきまして、施設の集約化、複合化を進める上で使用料、手数料等の見直し、あるいは安定的な財源とは言えませんが、今進めております町の特産品等を生かしたふるさと納税の推進など、自主財源の確保にも努めてまいり考えております。

次に、元気高齢者の能力を生かした所得向上策についての御質問でございますが、さつま町の平成28年度末における高齢者人口は8,458人ということで、平成17年をピークにしまして減少に転じております。高齢化率はやはり高くなっております。38.6%と増加の方向にございます。

少子高齢化や人口減少にありまして、地域でのこの高齢者の果たす役割というのは、地域活動、福祉活動の面からも大変重要でございます、ますます活躍が期待される存在となっております。地域での高齢者の取り組みの1つとしまして、農業面で申し上げますと、基幹的な農業従事者数で見ますと、実に7割が65歳以上の高齢者ということでございます。いかに本町の農業を支えていただいているかということが、この割合からもお判りいただけるかと思っております。中でも、高齢者の生産者の方々につきましては、これまで培ってきた栽培技術を生かして、少量で多くの品目を栽培をさせていただいておりますし、直売所などへの出荷を通じまして、所得向上と健康増進対策を推進をしてきているところでございます。

今後におきましても、農林産物の付加価値を高めるための六次産業化の促進とか、あるいはこの高齢者の生活支援策としまして、早掘りタケノコの産地形成に向けた竹林改良の助成とか、あるいは雨よけハウスの設置補助とか、JAとか直売所との連携した取り組みを進めるということでございます。

また、全国トップクラスの子牛の産地維持のためにも、やはり高齢者の果たす役割ちゅうのは非常に大きいわけでございますので、優良牛の保留導入とか、こういった取り組みも継続をしてみたいと思っております、さらなる所得向上につなげていただければと思っております。

また、農林産物の生産とか加工グループなどによります農業ビジネスを初め、高齢者の個々のこの能力を生かすために、地域に貢献されておりますシルバー人材センター、こういったことなどの生産活動への取り組みも支援をいたしておりますし、少しでも元気高齢者を増やしていくような健康寿命の延伸、こういった取り組みを進めているところであります。先ほど申し上げましたこの農業以外には、本町が有する地域資源は数多くあります。その一つとして、川内川を生かした取り組みとしましてホテル舟を初め、伊佐市と連携したDMO組織による自然体験を柱とする着地型の観光の推進など、交流人口の拡大に向けた取り組みを進めることといたしております。

このようにさまざまな地域資源を生かした取り組みを進めていくためにも、地域での高齢者の果たす役割というのは極めて重要でございますので、高齢者が自立をし、活力ある社会への実現に向けまして、高齢者の皆さん方が活躍できる場の創出と支援に積極的に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

[町長 日高 政勝君降壇]

○川口 憲男議員

種々お答えいただきました。まず、この財政対策の中でも町税や普通交付税の件について、町長に再度お聞きいたしたいと思います。

30年度の予算概要で、国の概算要求で、来年度の普通交付税がさらに減額されるということがちょっと新聞情報等にありまして、今町長の説明の中に2億4,000万円ぐらいの減ということがお話ございました。こういうような国の圧縮予算ですか、予算が減される中で、どのような方向性を、今の収入対策の減のところで、いずれにしても自主財源でカバーできないところをこういうような普通交付税等で対応されていかなければならないところにあるんですが、こういうところの働きかけというのは、国への働きかけというのはどういふのができるものなのか、そこをお示し願いたいと思います。

○町長(日高 政勝君)

地方自治体にとって、ほとんどの市町村がこの交付税頼りというのが実態でございます。本町でも、もうほとんど歳入の大勢をなすのが交付税でありますので、これらの伸び如何によって、市町村の行政というのがどの程度の仕事ができるかというのが大きく左右をされてまいります。

御案内のとおり、この合併後10年を経過をいたしましたら、もう一本算定にかえるよと、今まではうちの場合は3町の分が特例的に加算をされておりましたけれども、10年を過ぎたらこの特例加算はやめるとということで、相当な影響が予定をされておったわけでありまして、これが先ほど申し上げましたとおり、消防とか清掃とかそういう支所の関係とか、必要な経費があるだろうということで、その分が10割カットのところは3割カットにとどまって、7割は何とか復元ができたわけでありまして、それでも本年度は、29年度の場合は2億4,000万円は減額になっているわけでありまして。さらに、年を追うごとに、5年で全てまだ大きくなっていくわけでありまして、かなりの影響の大きさであります。

そのようなことで、この交付税につきましては今ありまして、来年度におきましても国の概算要求の状況を見ますと、2.5%のカットになっております。これについては、2015年の総務省と財務省のやり取りの中で、地方交付税を含めた地方の一般財源については2018年度までは、一般財源の総額は確保しますという取り決めがなされておりますので、要はこの交付税が減っても今までもずっとです、交付税が、やはり税収が伸びないと当然として交付税が減っていくわけですが、そのかわりに財源対策債という起債を発行して、それをカバーしていると。100%国が見てくれる借金でありますけれども、本来ならばやはり交付税だけで見てくれるのが当たり前ですが、交付税がそれだけ減っていくものですから、総枠は。さらにまた、こういう合併市町村は、それから特例分がなくなっていくということですから、かなり厳しいわけですが、相対的な2.5%減っても、今度は財源対策債でカバーするという方向が出されておりますので、これから年末にかけて、総務省と財務省でどの程度確保するというのが非常に注目をされるところであります。

ただ、国が2020年、プライマリーバランスをゼロに、黒にするということを言っておりますけれども、今の段階で8兆円を越すような赤字ですから、これを絞り込んでいくとなると、恐らく聖域なく、またここも見直しをされるということになると、厳しいところが出てくるのかという見込みも立てておりますので、とにかく、今ありましたような動きについては注視をしていかなければならないと思っております。とにかく、交付税の措置がしっかりと約束どおり、一般財源として確保ができるような努力は、県の町村会あるいは全国町村会、いわゆる地方六団体のほうからも強く国には呼びかけをいたしているところであります。

## ○川口 憲男議員

町長おっしゃるように、国の財源対策といいますが、国の中で、例えば今度の新年度の概算要求等でも、厚労省の概算要求等で社会保障費は6,300億円ぐらいの伸びになるんだと。しかし、財政当局は5,000億円に抑えるんだと1,300億円ぐらいはどこからか赤字を補てんするかということが言われていますけど、それがまた地方にしわ寄せがくるんじゃないかと。

例えば国保が県の事業団体になっていきますけれども、先般の県の国保に対する試算がでておりましたけども、県平均で行きますと1人平均9万7,800円ぐらい、さつま町に行けば11万6,000円ぐらいと、よその町よりか非常に高い、県内でも2番目の国保の高い数値出ておりましたけど、こういうのが例えば、この一人当たりの金額なんですけども、こういう高い金額のところは各地方でそれだけは見なさいよというふうになってくるとも限らないし、国なんかがこういう国の、国保の赤字のところを県で見るから、その赤字の分は補てんしてあげますよというところじゃないと思います。

先般申し上げましたように、高齢化による社会保障費が大きくなる中で、国もそれだけは見られないから、あとは市町村にそういうのがしわ寄せがくるんじゃないかと。とすれば、我々さつま町でもこういう状態をどこでそういうのを補てんしていくのか。やはり、国からのお金が来ないなかで、そういう交付税等が少なくなっていく中で、ほんなら一般財源そこらでどうしてカバーしていくのか。人口減になっていき、私も人口減の推移を見てみたんですけども、さほどその影響できるような人口の極端に減るといえることはないと思うんですけども、やはり、町民の経済状態が低くなっていけばそこに町税、あるいは固定資産、いろんなところが目減りしていくんじゃないかと考えられます。

町でやはり一般財源をいかに確保していくかということも非常に大事なところじゃないかと思っていますけども、そういう意味で2問目と関連するんですけども、やっぱり町自体がこういう一般財源の、特に自主財源ですか、こういうところにどういうふうな力を注いでいって潤いを持たすかと、そしてまた町が安定するような財政ができるかということを考えていかないと、日増しに、年増すごとにこういうところが圧迫され、そのつけは町民に来るんじゃないかと思っております。

本来の行政の仕事というのは、住民が健康で豊かな暮らしと、安全・安心な生活、そして住民福祉が大きな課題であるということが言われております。これから先、医療費、保険等、高齢者が増える中ではこういう財政の健全化が非常に大事になってくると思うんですけども、町長、今財政調整基金、大体46億5,000万円積み立てがございましてですけども、今後行財政改革の中で、先ほども答弁の中にありましたスクラップアンドビルドですか、が最大限活用することが必要不可欠ということで、答弁いただきましたけど、今後やはりそういう補助金、あるいは人件費、需用費等そこらへん削減したら、多少の資金的に余裕を運用できる資金はできると思うんですけども、そこあたりの考え方を、積み立てることも私は否定はいたしませんけれども、やはり今どういう方向にその財源を有効活用されるか、あるいは財源をどういうふうな状況で積み立てをされるのか、そこあたりをもう1回お聞かせ願いたいと思います。

## ○町長（日高 政勝君）

非常に今後の財政の関係も、おっしゃるとおり、人口がこうも減る中で、高齢化が進んでいくということですから、やはり町税についてはあまり伸びる要素というのは期待はされないと思っております。いわゆる生産年齢人口がどんどん減っていくわけでありますので、いかにこれから、やはりこの若い人たちが就労をして、所得を上げて税金をしてもらう。こういうあれがないとなかなかこう厳しくなるのかなと。

一方では、この高齢化が進んで、あるいは少子化対策、高齢者対策ということで、先ほど申し上げましたとおり、社会保障費はものすごい勢いで伸びていく。これはもう、国全体全く一緒でありますけども、今後の、本当にこう、国の財政もちろん町の財政についても同じようなことで、そうなりますと、やはりこの「入るを図って出るを制する」という、いわゆるこの財政運営の鉄則をいかにこれから維持をしていくかというのがありますので、先ほど申し上げましたとおり、入るのほうも、自主財源についてはいろいろとまた考える必要もありますし、一方では、出るのほうは、外部評価委員会とか、そういう中で、しっかりとまた見直しをしていく、このことに限るかと思っております。

財政調整基金は、今、将来の行政の運営の安定を考えて積み立てをいたしております。1つは交付税が減っていく税収も余り伸びない、そういう中でいろんな行政需要というのはどんどんやはり出てきますので、そういうために、あるいはこの災害とか突発的な、いろんなこの財政需要というのが起こりうるわけがありますので、それにも対応できるような形で積み立ては必要であると思っております。

あと、本当にこの事業については、いろんなこの庁内でも部内あるいは、この民間の皆さんも入っている行革委員会もありますし、そしてまた議会の皆さん方が常にチェックをしていただいておりますので、そういう過程を見ながら、より適正なこの行財政運用を図っていく必要があるかと思っております。

#### ○川口 憲男議員

先ほども町長の答弁の2問目のところで、2問目の質問の中での御答弁のところいただきました。元気な高齢者が非常に多くなると、高齢化率も高くなって、非常に高齢者の方々の果たす役割も大きいということも申されました。

やはり、交付税等、地方交付税と普通交付税とだんだん減少する中でどうしていくかになったときにはやっぱり、地域の自主財源といいますか、所得向上が一番じゃないかと思っております。先ほど答弁されました、雨よけハウスあるいは早掘りタケノコの推進、それから上久保議員も申し上げましたけれども、先般行われました畜産大会の評価、私もこの畜産のことに关しましては、地域を回りますと非常に高齢化でもう跡取りもおらんと、頭数もへがめんにかいかんと、もうちょっと、1頭増やっしゃいといてももうこれ以上はできんどという方が非常に多いです。そういう元気な老人といいますか、頑張っていらっしゃる高齢者の方々がたくさんいらっしゃいます。しかし、私の周りも見ましても、もう来年はやめようとか、来年続んどかいね、次の年まで続んどかいねとかいいながらも頑張っている人たちがいます。こういう人たちの力をさらに若者にどういうふうに提言、伸ばしていられるか。そういう人たちの、今まで培われてこられたいろんな能力とか、あるいは努力とかそういうことがやはり、地域のさつま町のそういう自主財源と申しませんが、町税とかいろんなところの経済発展にもつながるんじゃないかと思っております。

そういう意味で先般から営農アドバイザーとか、それから山のアドバイザーとかいうことを創設されて、さらにそこあたりを伸ばしていこうということがあるんですけども、少子高齢化の中にあって、ここあたりはまだまだ生かせる資源、財産というか、ところじゃないかと思っております。この畜産の日本一のところを目指す、こういうところ、あるいは私も早掘りタケノコでは、もう町内回りますと、非常に高齢者の方がきれいにして収穫量も上げていらっしゃいます。さらに伸ばす手立てを考えることが非常に大事じゃないかと思っております。こういうことをすることによって、高齢者の方々が日ごろ元気でますます仕事に充実できていられるんじゃないかと思っております。

私の町の社会保障費も相当上がっているということも聞いておりますけれども、やっぱりこういうところを抑えていくには、そういう元気な高齢者の方々をますます伸ばすような施策が必要だと思います。

再度、町長にお聞きいたしますけれども、やはり財政面を考慮して、地方の経済を潤すために、私はこういう高齢者の方々が今、再度登場していただいて、地域を盛り上げていただくことが大事と痛切に感じておりますけれども、町長、そういうところの考え方は、今の施策の中に、町長はお持ちでないのか、あるいはそういうところも考えていろんなことをしていこうという考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

#### ○町長（日高 政勝君）

先ほども申し上げましたとおり、農業の場合特に、実際農業に従事されております70%近くの方が65歳以上なんです。現実にはそういう方々がさつま町の農業振興に大きな役割を果たしていただいている。農業の中でも畜産の関係、子牛の生産にしろ、また施設園芸もあるかと思いますが、果樹あるいはこの水田はもちろんでありますけれども、いろんな大きなところで頑張らせていただいて、いわゆる生涯現役の姿で健康的に頑張らせていただいている。それは非常にありがたいことだと思っておりますので、先ほど申し上げましたとおり、いかにやっぱり健康寿命を延ばしていくかということが、大きな一つの政策になっているわけでありまして。

農業の場合、商業についても全く同じで、いかに所得を上げて、生活の潤いととも、それがまた税金としてお納めいただく。そういう経営というのが一番望ましいわけでありまして。例えば農業につきましては、今もう新規就農者の確保とか、あるいは認定農業者の認定をして、本当にこう、中核的な農家の育成、今の高齢者の後をしっかりと受け継ぐような、永続的に農業が進行するよというということで、そういう若い担い手の確保に懸命な努力を力を入れているわけでありまして。担い手支援室にしろ、そういう体制もつくっておりますけれども、そういう国の制度を活用したり、町でもいろんな、町単でもいろんな支援をいたしております。

商業についてはもう、ごらんとおり、新規の参入者についてはもう今2桁のところまで来ておりますけれども、とにかくそういう若い人たちが、新たにこの参入をして、今後の経営を担っていく。そういう方々のために力をいれていくということに努めているわけでございます。

企業誘致の関係も別途取り組みはいたしておりますけれども、現実的には非常にこう、一部の企業には今、中国のほうに立地をした企業が人件費が上がってきて所得が上がってきて、国内回帰という動きもありますけれども、これは一時的な動きかなということも見方をされておりますが、できれば国内のほうに立地をまた回帰をして、地方にも、できれば地方にこう来ていただいて、地方がまた元気になるよというところが、国の政策として、例えば法人税でもまけますよというぐらいやってもらえれば非常にありがたいんですけども、我々はまた常に企業活動については一生懸命取り組みをしていきたいと思っております。

#### ○川口 憲男議員

町長答弁のとおり、非常に今までもいろんなことをして、動きがあってその中を否定することじゃないんですけども、さらに、やはり少子高齢化がどうしても解決しゅう言葉はおかしいんですけど、どうしてもこう、そこを打破できないような状況であれば、先ほど町長が申されました70%、7割を超す元気な高齢者の方々に再出動していらっしゃるんですけど、そこあたりの方々がさらにさつま町の高齢者は元気だよというような何か方向づけを出されて、していただけることが少子化にかかわる一つの町のアポイントになってくるんじゃないかと思っております。

先ほど申し上げましたけれども、例えば人件費ですか、補助金や人件費を相当カットしていきながら、相当それを財源にしていくんだということも一つですけれども、やはりいろんなこと

に、いろんな事業をするに、何するにしてもお金がないとどうしても前に進まないのが現状じゃないかと思えますけれども、そういうことをするには、やはり町の経済をいかに潤いさすか、そういうことじゃないかと思っております。

農業あるいはいろんなことが潤っていけば、商工業も潤っていくことだろうし、やはり経済の発展が町の発展に私はつながるんじゃないかと思っております。

そういった意味じゃ、先ほど雨よけハウス、早堀りタケノコ、それから畜産の高齢の方々が頑張ってる場所をいかに補てんしていけるか、いかにつないでいけるか、やはりそこが大事だろうと思っております。きのうもちょっと高齢の女性の方が、牛を3頭、2頭飼っていらっしやる場所をちょっと訪問したんですけども、もう続かんどと、草切もじょじょんこっじょんと言いながら、牛小屋の整備やら牛の世話をされておりました。これは後々、もうはんなしやならんで、誰か貸すってちゅうような方向で、それ全部、何ですか貸し借りができるようなシステムもいい方法ですけどねというような、そこでは話をしてきたんですけど、担当課なり、いろんなところでもそういう話はしているみたいですけど、やはり違った形で1から牛を飼うとすれば町長、今までのこういう品評会に出される、あるいは県、国まで行くちすりゃあ、恐らく何億、何千万というようなお金が必要だと思うんですけども、やはり地道に小さなころから飼って、そういうことで収益を伸ばされていく、それは園芸でも一緒だと思っておりますけれども、そういった意味で先ほども申し上げましたけれども、営農指導員あるいは林業アドバイザー等も設置されましたので、そういう方々の力、あるいはこれからの役割ちゅうのは非常に大きいところがあると思うんですけども、再度ちょっとくどいように申し上げますけども、こういう高齢者の方々の利活用ということですが、利活用というところがちょっと語弊があるかもしれませんが、力を町政に生かせるような工夫だてを再度考えることはないのか、お伺いしたいと思っております。

それと、我々議会では、もう2年前ですか、徳島県ですか、高齢者の方々がモミジの葉っぱとかあるいは山椒ですか、いろんな料理のつまになるようなのをつくって、もう今ではタブレットで商品在庫を確認して、確保して、それを収穫して持っていけると。もう今までは山でとりよったのが、もう栽培園をつくっていらっしやるということの情報も聞いております。やはりその人たちを見ると、80、90の高齢者の方々が元気でしていらっしやるというのも、この前もテレビでも報道しておりました。

やはり、そういう元気な老人を育てていることが社会保障費にも影響してくると思うんですけど、再度町長、そういう意気込みを、少子高齢化に対応できないのであれば高齢者の方々に再度出番がありますよということで、そういうことを願うような情報とか、あるいは町の施策を取り入れられる考えがないかお聞きいたします。

#### ○町長（日高 政勝君）

高齢者の皆さん方が、現実的に本町の場合はしっかりとそういう現場の中でやっていらっしやるわけですので、さらにこういう方々がもっともっと健康で意欲的に取り組んでいただくよう、それが一番大事かと思っておりますので、これからはいろんな施策については実施をしていきたいと思っております。

本当にこの、今、営農専門指導員とか、竹林経営のそういったアドバイザーも設置はいたしましたので、園芸にしる、山の活性化にしる、含めて推進をしてまいりたいと思っております。

#### ○川口 憲男議員

ぜひ、先ほども町長のところで、財政健全化の積立金、財政調整基金も積み立てて、これからのさつま町の運営的に、これも必要だということを申されました。もう、施政方針の中でも限りある財源を最大限に活用できるような方向性を、踏み込んだ行政改革を進めていくということ

でございました。余り締め付けをするんじゃないかと、そういうようないろんな活動をする中で、財政健全化や持続可能な財政運営ができるように、ぜひ努めていただきたいと要望して私の質問を終わります。

#### ○議長（平八重光輝議員）

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

次は、1番、上圀一行議員の発言を許します。

〔上圀 一行議員登壇〕

#### ○上圀 一行議員

先ほど、上久保議員からもございましたが、今回行われました第11回全国和牛能力共進会において、全国1位に輝いた鹿児島県を初め、また関係者の方々におめでとうございませうと喜びと感謝の気持ちをお伝えいたします。

さて、町長の所信表明の中で、4本目の戦略目標であります質の高い行政サービスの町の推進とあります。現在、20区の公民館長、133の公民会長に行政の手助けをいただいているところです。合併当時は、区公民館の数は20公民館、公民会数154公民会、人口は2万6,381人とございましたが、人口減少により現在の人口は2万1,847人、公民会数が合併により133公民会に減少いたしました。区の公民館は合併当時のままで20公民館でございます。

近年、区公民館長、公民会長の行政からの依頼も多くなり、合併当時の報酬で頑張ってもらっているところです。ですが、一方ではなかなか役員を引き受けてもらえない現状でございます。公民館の公民会の会費負担、区公民館の区費の値上げは、高齢化によります年金生活者も多い中、会費、区費負担を願うのは厳しい現状でございます。

そこで、町による報酬増額の考えはないものかお伺いいたします。

〔上圀 一行議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

#### ○町長（日高 政勝君）

上圀一行議員のほうから、区公民館長、公民会長の報酬の増額についてということでの御質問でございます。お答えをさせていただきます。

区公民館長、公民会長の報酬の増額について、公民館、公民会の運営が厳しい状況で、住民からの区費や公民会費の増額負担がままならない現状にあることから、報酬額を増額する考えはないかということでございます。

地区行政推進員につきましては、さつま町の地区行政推進員及び公民会行政連絡員の設置に関する規則の規定によりまして、町と地域住民との連絡調整等を図り、もって町の行政推進に資するため、区公民館に地区行政推進員を置き、町の行政事務の円滑化と町民に対する行政情報の周知徹底を図るため、公民会に公民会行政連絡員を置いております。

本年度も20地区に地区行政推進員を、133公民会に公民会行政連絡員をそれぞれ委嘱をさせていただきます。地域のリーダーとしての役割、業務を行いながら、行政と地域住民との間における行政推進のための連絡調整を行っていただいているところでございます。

地区行政推進員や公民会行政連絡員につきましては、特別職の非常勤職員として、規定をいたしまして、委嘱期間中における行政からの依頼業務などに対する対価としまして、条例に基づき年間報酬を前期と後期に分けてお支払いをいたしております。

具体的には地区行政推進員の報酬額につきましては、上限額を38万円以内といたしまして、均等割及び世帯割並びに公民会数割で積算をいたしております。所得税を控除した額となっております。現在の実績額といたしましては、17万9,970円から35万5,470円の報酬額

となっております。これらの報酬額につきましては合併の際、3町がそれぞれ独自の算定方法を用いていたものを抜本的な見直しを行って、整理をされたものでありまして、それ以後、これまで大きな見直しを行っておりません。また、世帯数の減少などによりまして、ほとんどの公民館、公民会が報酬額それぞれ減少をしてきている現状もございます。

今回、御指摘がございましたように、社会情勢の変化あるいは住民ニーズも大きく変化し、業務量も増大をしてきていますことから、地区行政推進員でございます公民館長の皆様の果たす役割、責任あるいはこういった責任ある立場としましての御心労をお察しいたすところでございます。

既に、このようなことから本年8月の28日に、区の公民館長連絡協議会からも、行政推進員の報酬等の増額についての要望書も提出を直接いただいているところでございます。地区行政推進員の報酬額の見直しにつきましては、区公民館運営あるいは人的支援も含めまして、関係課へ十分検討・協議するよう指示をいたしているところでございます。今後、地区行政推進員の報酬額を初め、地区公民館の均衡ある発展と地域活動のさらなる充実に向けて、十分協議を重ねまして、地区公民館に関することは来年度からの実施を目指し、また、公民会に関することは、引き続き周辺環境の検証を行いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

#### ○上圀 一行議員

ただいま、回答をいただいたところでございますが、来年度から実施ということでございますけど、具体的にどのぐらいの算定方法ですね、そういったのが判ればおしえていただきたいと思っております。

また、区の館長においては年間200日以上業務に精励されている館長もいらっしゃるようでございます。公民会長におかれましても御自分の公民会の仕事をしながら、区の業務の手伝い、業務も多様化しております。報酬増額が役員の引き受けにもつながり、解消されるのではないかと思います。お判りでしたら、その何%ぐらいのアップとか、まだこれからそれは計算するとか、いつまでには回答が出るのかというのがお判りでしたら教えていただきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○町長（日高 政勝君）

先ほど、公民館長の皆様方からも要望が来ているということで、ことしの8月28日だったですか、受け取った段階でございますので、これはまだ具体的な作業に入っておりません。先ほど申し上げましたとおり、今まで均等割とか世帯割とか、公民会数割とか算定根拠を持っておりましたけれども、これを基本的にどう考えるかということも含めまして、また非常に今、世帯数が高齢化にこう、もう少なくなってきている背景もありますし、一方では公民館の仕事はもちろんであります。地域づくりの問題もあります。町としましてはいろんなこの地域福祉とか新たな業務もこう、どんどん増えてきておまして、非常に館長さん方の役割が大変な状況があります。

当面、来年度からと申し上げます。見込みとしては、方向としては公民館長のほうを来年度からできたらということで、公民会長については、もうちょっといろいろ調査をする必要があるかと思っておりますので、その辺の考え方で、今取り組みを始めてくれと、検討を進めてくれという段階でございますので、まだこういう何%とかそういうところまでは進んでおりません。

来年度からとなりますと、また、予算編成の関係もありますので、どの程度の必要額が生じるかということになりますと、年内ごろまでにはある程度の方向性をつけないと予算に間に合わないということになりますので、それが終わって、明けてですね、適切な時期にまた議会のほうや

らご説明をさせていただければありがたいと思っていますところでもあります。

#### ○上圀 一行議員

予算編成ももう間近でございますので、それまでには具体的な数字が上がると思います。公民館長の分は来年度実施ということで、検討、考えているということですが、公民会長のほうもなるだけ早い時期に実施されることを要望いたしまして私の質問を終わります。

#### ○議長（平八重光輝議員）

以上で、上圀一行議員の質問を終わります。

次は、6番、田野光彦議員の発言を許します。

〔田野 光彦議員登壇〕

#### ○田野 光彦議員

先に通告してあります、公共施設等のあり方について伺います。

平成17年の3町合併により、公共施設等はかなり多くなっていると思われまゝ。もちろん、有効な利用が図られていると考えますが、中にはそうでない施設もあるのではないのでしょうか。

公共施設総合管理計画には、施設管理費や修繕費等の推移が示されており、これ平成27年度まで示されておりますが、その後28年度はちょっと不明であります。今後、いわばマイナス、負の資産として十分な活用がされていないまちの公共施設等をどのように管理していくつもりなのか。また、個別施設計画の中で、未策定になっているものが非常に多いと感じられます。今後、各施設の譲渡、廃止、更新を具体的にどのように進めていくのかのお考えを伺いたいと思います。

関連いたしまして、統廃合により廃校になっている小学校の活用の現状と、今後の具体的な活用法について伺いたいと思います。

1回目の質問といたします。

〔田野 光彦議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

#### ○町長（日高 政勝君）

田野光彦議員のほうから、公共施設のあり方についての御質問と、廃校になっている小学校の維持管理を含めた活用の現状ということでございます。お答えをさせていただきます。

公共施設の今後の方向性について、具体的にどのように進めていくかとの御質問でございます。我が町におきましては、合併前の旧町における住民ニーズと行政規模に沿って設置完了されておりました多くの公共施設がございます。各施設の設置目的に沿った適正な維持管理、運営に努めているところであります。また、複合化している施設は少なく、ほぼ単独施設となっております。

今後におきましては、本町の規模や財政状況にふさわしい施設のあり方や、効率的な管理のあり方を再検討する取り組みが重要な課題となっておりますことから、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定をいたしましたところでございます。

現時点におきましては、インフラ施設であります橋梁、水道、集落排水施設等や公営住宅については、長寿命化計画を策定をいたしております。その計画に基づきまして、随時改修等の整備を進めている状況にあります。

なお、これまでに民間等へ譲渡した施設が神の湯ふれあい館を初め6施設、所有者に返還した施設が1施設、公共施設の総量抑制に努めてまいりましたが、今回策定をいたしました公共施設等の総合管理計画においては、施設の複合化、集約化、廃止、統廃合を基本としまして、各施設の特長や維持管理、更新等に係る取り組み状況等を踏まえつつ、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画を早期に策定することといたしております。

今後、策定をいたします個別施設計画におきましては、人口減少、超高齢化社会の中にあつて、

財政の持続的なこの発展を可能とするため、公共施設の総量を抑制をしながらも、集約、複合化による多機能化を図った公共施設の再編整備を進めることによりまして、魅力の創造と行政サービスの維持向上を目指してまいりたいと考えております。

なお、個別の施設計画の作業スケジュールといたしましては、今年度末までには、各施設を所管する担当課において、施設の現状や課題を踏まえた今後の方向性について検討をするようにしております。その後において、施設ごとのヒアリングを平成30年度におきまして行いながら、町としての最終的な方向性をお示ししていきたいと考えているところでございます。

次に、廃校となっている小学校の今後の具体的な活用策についてでございます。

廃校となりました小学校跡地の活用策につきましては、一応当初の計画では、おおむね2年以内に地元で跡地等の活用検討組織を設置をいたしまして、その方向性をとりまとめていただくよう、区の公民館長に依頼をしております。その期限が今年度末ということになっているところであります。

このような中で、平川小学校の跡地につきましては、地元のNPO法人、薬草栽培、販売及び身体障害者の支援施設として、平成29年7月から校舎等を貸し付けておりますが、まだ残りの部分は、校舎の部分はまだ残っているということでございます。

あと、白男川小学校跡地につきましては、昨年度第一工業大学と連携をしまして、地元とのワークショップを開催して、利活用方針と構想案をまとめました、小学校跡地利活用検討報告書をもとに、スポーツコンベンションに対応できる簡易合宿施設をメインとした施設として活用すべく、今後の管理運営を含めた具体的な活用策を現在協議をしているところでございます。

紫尾小学校跡地につきましては、先だって民間事業者から跡地活用の企画書を提出していただいた段階でございます。今後は地元の説明会等を開催をいたしまして、実現の方向性についてさらに地元とも、あるいは提出をされた事業者とも詰めをしまっている予定でございます。

柘野小学校の跡地につきましては、旧給食室の部分を地元の柘野区から、地元生産の農産物の加工施設への整備の要望書が提出をされております。校舎全体につきましては、今のところ具体的な活用策は決定はしておりませんが、一部民間からのお問い合わせもあるところでございます。

泊野小学校については、今のところ具体的な活用策は決定はいたしておりませんが、今後も地元と引き続き検討を進めてまいります。

今後も、提出をされました企画書とか要望書をもとに地元と協議を連携をしまして、話し合いをし、地域活性化のための有効な活用策をさらに検討をしまいたいと思っているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

#### ○田野 光彦議員

適正管理に関する考え方では、この計画期間が平成29年度から20年間とされております。

この間に耐用年数が過ぎることになる施設は全体の何割ぐらいになるのか、予想されるのか、ひとつお尋ねします。

#### ○町長（日高 政勝君）

計画期間の間における中で、耐用年数が来てしまう施設は何割ぐらいかということですが、これにつきましては、それぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。

#### ○財産管理課長（原田 剛志君）

御質問の、計画期間中に耐用年数が来る施設、それはどれぐらいあるかということですが、具体的にはその数字は、今のところ資料としては持ち合わせておりませんが、この計画を推進するに当たっては、公共施設等の管理計画の計画期間が平成29年度から48年度の20年間

となっております。おおむね、10年間をスパンとして、前期・後期に分けて随時計画を進めていきたいと考えております。

なお、個別施設計画の策定を平成30年度をめどにしておりますことから、前期計画をさらに区分した計画を設けて、平成31年度から35年の5年間の第1期、平成36年から平成40年を第2期として、より実効性のある計画といたしまして、その期間中にまた廃止あるいはそういう耐用年数が過ぎる分については、随時見直しを行いながら、この実効性のある計画としていきたいと考えているところでございます。

○**田野 光彦議員**

これは、先ほどの川口議員の質問とも関連するわけですがけれども、老朽化に伴う維持管理費等は、まちの財政を圧迫していくというふうと考えられます。いわゆる負の資産を、先ほど検討しているという話でしたけれども、20年間という長い期間ではなくて、もう少し早急に民間等へ譲るとか、譲渡するとかあるいは廃止を決断すべきと考えますけれどもいかがでしょうか。

○**町長（日高 政勝君）**

施設は経年劣化とともにこの老朽をいたしていくわけでありますので、やはりこの適切な管理をするということにつきましては、やはりこの長寿命化計画を、先ほど申し上げましたとおり、施設によってはつくっておりますので、それに基づいて適切な維持管理をしていくということになるかと思っております。それで、その中でも民間に譲渡をする、あるいはもう廃止をするということも当然出てくるかと思っておりますので、それについてはその状況によって判断をして、処分をしていきたいと思っておりますのであります。

○**田野 光彦議員**

これも、先ほどの川口議員と関連するんですけども、まち独自で、先ほど民間への計画、例えば小学校の場合なんかありましたけれども、まち独自の利用によって財政負担を少なくすると同時に、逆に税収を多くする方策を考える方策はないのか。例えば、自然エネルギー、太陽光だとか風力発電だとかそういったような、まちには山林等が約8割ぐらいっていうふうにたしか書いてあったと思うんですが、そういったものを利用できないのか。あるいは、観光事業に供する施設で、町外から人を呼び込むような、例えばの話ですが、紫尾にサファリパークをつかって、動物園に子供たちを呼び込むとか、そういったようなことなんか考えられないのか、紫尾にはイノシシもシカもサルもいると思いますので、あともうちょっと子供たちがなじむような、そういったような動物を持ってきて、そしてやるとか、いろんな方法はあるんだと思うんです。そういったもの。

それから、小学校の統廃合では、日本版のCCRCというものがあるんですけども、高齢者たちの共同体で活路を見出す。例えば大学なんかを定年退職した人たちが、資料をたくさんもっているんですけども、65歳なりで定年になっちゃうと、その資料っていうのはもう、都会なんかだとかなかなか、マンションだと処分せざるを得ない。そうすると、例えば紫尾の小学校なんかでは、基礎教室のところに定年退職した大学の先生なんかを呼び込んで貸すと。それを何年かごとに、5年なら5年とかですね、そういう方法もあるのかなと思ったりするんですけども。住宅もあるようですので、そういったような方法とかですね、いろんな方法があると思うんです。

それから、コミュニティー・スクールの問題とか、統廃合によったところを幼稚園・保育園・小学校・中学校一体としたような、そういったような活用の仕方っていうのも中には考えられるんじゃないのかなと。そういうふうにかんがえたんですがいかがでしょうか。

○**町長（日高 政勝君）**

これまで、地域の皆さん方と色々な話し合いをしておりますけれども、なかなかこれといっ

で決めるという段階に行かなくて、先ほど申し上げたところについては、一部はそういう形の案が出てきておるわけでございます。

今、田野議員のほうから大変ユニークな御提案もいただいたところでありますが、このようなことで、いろんな提案を出し合って、それでまた後世にずっと、地域の活性化につながっていく、まちにとってもそれが非常にこう、いいというものが一番良案になるかと思っておりますので、今後さらに地元との対話は当然ですが、広く皆さんから御提案をいただいて、一つの成案ができたらというふうに考えているところでございます。

○田野 光彦議員

先ほどの、例えば小学校の利用のときに、こういったような企画書が提案されていると、これは、まちとしては公募の形で全体に知らしてあるのか、その辺はいかがなんでしょうか。それを答えていただいて、私の質問を終わりにしたいと思います。

○財産管理課長（原田 剛志君）

この跡地活用、学校の廃校の跡地活用につきましては、ホームページ等で学校の状況等を把握いたしまして、提案とかそういう企画がある場合については、町のほうに申し出てくださいう形で周知しております。

○議長（平八重光輝議員）

ここで、しばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

---

休憩 午前11時48分

---

再開 午後 1時05分

---

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、3番、三浦広幸議員の発言を許します。

〔三浦 広幸議員登壇〕

○三浦 広幸議員

本日最後の出番でございます。通告に従い、秋葉グラウンド西側の旧プールの跡地対策についてお伺いいたします。

このプールは、築造後74年が経過し、老朽施設となってきていますが、町史などを見ますと、これまで町と地域に大きな貢献をしてきた施設であると再認識されます。

昭和20年代、現在の秋葉グラウンド、初代といいますか、初代中学校敷地内の水田跡に建設された50メートルプールは、当時県内でも珍しく、水泳のまち宮之城として大きな大会が多く開催されてきました。同時期に旧宮之城高等学校、盈進小学校のプールも完成、児童生徒の快泳を目指して教育が行われ、水泳人口の層が厚く、メルボルンオリンピック大会の選手に選ばれた古川選手を初め、多くの優秀な選手を輩出し、水泳のまち宮之城として広く知られるようになったと記されています。また、同時にこれらのプールは宮之城市街地部の防火用水としての役目も併せ持ち、社会体育、学校教育あるいは防災教育を持つ施設として幅広く活用されてきています。今ではそれぞれ代がわりしてますが、秋葉グラウンド横のプールも最後の役目である防火水槽の役割を、平成22年度で終えたと聞いております。

プール跡地付近は、都市公園である秋葉公園、秋葉グラウンド、図書館など、都市環境を維持するための一種の風致地区でもあり、これを発展させ、まちづくり、環境など、より広がりがあ

る景観行政団体にさつま町は平成18年10月に県と協議を行い、同年12月に霧島市とともに、県下の市町村に先駆けて指定をされております。

ところで、今のプールの現状でございますが、水は抜いてありますが、前申しましたとおり水田跡に建設されたため、湧水が中央部に湧き、年中水が溜まってきている状況で、そのようなことでプール内部は草が生い茂っております。道路側の侵入防止策は一部が腐敗し、誰でも安易に出入りができ、管理責任が問われるような危険な状況でもあります。

また、プール跡近くの空き家の購入希望者の方がいらっしゃったということですが、このような環境状況などを見られて断念されたという話も聞きました。

このようなことから、町民からは環境対策や、公園区域など一部を除き、民間活用して定住促進など地域活性化を図ったらどうかという声を聞きます。

水泳のまちとして宮之城を世間に知らしめ、また、防火対策として宮之城市街地を支えてきたプール跡地対策についてお伺いいたします。

〔三浦 広幸議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

#### ○町長（日高 政勝君）

三浦広幸議員のほうから、秋葉グラウンドの西側旧プールの跡地対策ということでお尋ねをいただきました。

御指摘のプールにつきましては、昭和30年に50メートル公認プールとして竣工をいたしております。宮之城地域のおっしゃるとおり、地域の水泳競技力向上の一役を担ってまいっております。昭和47年に宮之城中学校の移転もありましたが、50メートルプールということもありまして、公認ということでございましたので、各種大会に活用をされてきた経緯がございます。

その後におきまして、コンクリートの剥離とかあるいはこのクラックの発生もございまして、建設後45年余りで用途廃止ということで、現在まで至っているところでございます。

なお、用途廃止後におきましても、周辺地域の防火水利ということでの活用もされておりましたけれども、平成22年度にこれにかわる、地下埋設の貯水槽60トンを新しく建設をいたしましたので、もうそういったプールとしての防火水利の機能は終わっているということでございます。

これまで、住宅団地あるいは保育所の用地、そのほか憩いの場としての公園等への活用ができないものか、検討をいたした経緯はございますけれども、がけ下ということもありますし、都市計画公園という区域にも入っておりますので、建物等を建設することについては、有効面積の確保に苦慮をするということで、プール跡地の整備はされていないところでございます。

廃止後、20年近い月日が経過をいたしております。秋葉グラウンドは、この中心市街地から近い広場ということでもございまして、日ごろは、グラウンドゴルフ等で利用をされております。

今日の異常気象の変化によりまして、いついかなる災害が発生するかもわからない状況にございます。ここににつきましては、人口集中地区のいわゆる中心市街地であるだけに、そういう場合の対応をする場所、災害時の避難場所とか、あるいは仮設住宅の建設土地ということについても利用しなければならないことも想定をされます。そのようなことから、このプール跡地についてはできたら早い時期に解体整地を進めまして、広場という形での活用を考えているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

#### ○三浦 広幸議員

今、町長の回答の中で、早い時期に解体して埋め立てて、仮設住宅の用地あるいは災害の避難

場所ということで回答がございましたけれども、確かに公園というものは、火災が発生した場合の延焼の防止あるいは避難場所ということでの機能は持っておりますが、地域住民から早く環境対策、埋めてきれいにしてほしいと、単純に言いますときれいにしてほしいという要望が強く出ておりますので、早急に実現していただくよう要請をお願いいたします。

ただ、プール跡につきましては、先ほどおっしゃいました都市公園区域あるいは土砂災害警戒区域が一部入っておりますが、それは南側のほうでありまして、例えば今現在、行政財産じゃなく普通財産としての位置づけであるというふうに聞いております。行政に必要な必須財産であれば、行政財産として位置づけられておるわけでございますので、普通財産であるという位置づけであれば、例えばそういう防災広場もですけど、民活とかあるいはまた、ちょっと飛びますけれども、子ども支援課のほうから、前、全協の場で、児童発達支援センターの建設整備の必要性があると、各自治体に1つ整備せんないかんというような報告もありました。

まちの中心部で利便性も非常によいということから適地じゃないかということも考えられるんです。考えられますが、今後の方向性としての検討はいかがなものかお伺いいたします。

#### ○町長（日高 政勝君）

いろいろ、先ほども公共施設の総合管理計画の中でいろいろ検討も必要かと思っておりますけれども、部分的なことを申し上げますと、先ほどお答えしたようなことを考えております。

非常に中心市街地で人口の多いところでもありますから、もしものときは、やはりこの避難場所ちゅうのがある程度確保していないと、もし、それならどこにするかという課題も出てまいります。薩摩中央高校もありますけども、宮之城中学校とかありますが、やはり近隣のそういう場所というのが、そういう場合には大事かと思っておりますので、起こらないことが一番いいんですけども、もしものことを考えたときに、やはりこの町民の安全・安心、そういうものを考えますと、適地ではないかなと思っております。

非常に普通財産としての利用もあって、当面、なら何をするかということもあるんでしょうけども、民活のものを、今の屋地楽習館にしる、もう相当年数が経っております。保健センターにしてもしかりであります。

あの辺の利活用については、宮之城中学校が移転をした際に私も企画のほうにおりまして、あそこの跡地をどうするかということで、計画を立てたときに、あそこに中央道路を通して、いわゆる今のところには、保健センターと図書館をつくろうということで、右側のほうはグラウンドとして、そのまま地域のいろんな利用に付したほうがいいだろうという計画で進んできたわけがありますけれども、とにかく、福祉のこの前申し上げました発達支援センターの問題も当然出てきておりますので、それも含めて今何方所か適地を今検討を進めているところであります。これは、国の補助事業とかあるいは実際事業主体となって進める、そういう方々といろいろ話を詰めていく必要もありますし、発達支援センターだけでなく、今後の厚労省の考え方っていうのが複合施設的なですね、そういういわゆる高齢化社会は進んでおりますので、そういったことまで法の整備がされるようでありますから、そういった動向も踏まえて今後それらについては別途また用地の確保については検討していきたいと思っております。

今はもう、先ほど申し上げたようなことで、そういう町民の中心市街地の皆さん方の避難場所ですか、そういう広場としての活用が一番適しているのかなあというふうに考えております。

#### ○三浦 広幸議員

当面はそういう、防災上の広場ということで活用されるちゅうことで、先ほど申しましたけれども、ぜひ早い段階で整備をしていただければ、地域のかたも非常に喜ばれるというふうに考えております。

また、そういう、例えば児童発達支援センターを含めた、今町長がおっしゃった総合的なそういう福祉施設についてはまた、ぜひいい方向で御検討いただければと思っております。

最後に、あそこの工事費が約1,200万円ほどということで、ちょっとお聞きはしているんですけど、冒頭で申しました建設場所が、水田のあとにできたということで、湧水があるというようなこと申しましたけど、そこらへんも十分にまた御配慮されていらっしゃると思いますけど、もう一回、念を入れた上で、今後進められていくことを要請しまして終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、三浦広幸議員の質問を終わります。

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

---

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

本日の日程は全部終了しました。明日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午後1時19分

平成29年第3回さつま町議会定例会

第 3 日

平成29年9月13日



平成29年第3回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成29年9月13日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(14名)

1番	上 圀 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
8番	岩 元 涼 一 議員	9番	朝 倉 満 男 議員
10番	岸 良 光 廣 議員	11番	新 改 幸 一 議員
12番	宮之脇 尚 美 議員	13番	川 口 憲 男 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(2名)

7番	舟 倉 武 則 議員	14番	森 山 大 議員
----	------------	-----	----------

---

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	福 田 澄 孝 君	局長補佐兼議事係長	半 崎 幹 男 君
議事係 主査	竹 下 和 男 君		

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	紺 屋 一 幸 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画財政課長	押 川 吉 伸 君	町民環境課長	三 腰 善 行 君
保健福祉課長	四 位 良 和 君	高齢者支援課長	岩 元 義 治 君
子ども支援課長	鍛冶屋 勇 二 君	農 政 課 長	上 野 俊 市 君
耕地林業課長	杉水流 博 君	商工観光課長	羽 有 郁 夫 君
企業誘致対策室長	市 來 浩 二 君	建 設 課 長	小永田 浩 君
水 道 課 長	三 角 芳 文 君	教 育 総 務 課 長	角 茂 樹 君
社会教育課長	中 窪 啓 二 君	学 校 教 育 課 長	塩 入 孝 博 君

## ○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第60号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館条例の制定について
- 第 2 議案第61号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町情報公開条例の一部改正について
- 第 3 議案第62号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第63号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第64号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 6 議案第65号 さつま町奨学資金貸付基金条例の一部改正について
- 第 7 議案第66号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について
- 第 8 議案第67号 さつま町農村地域工業等導入促進審議会条例等の一部改正について
- 第 9 議案第68号 さつま町紫尾山ふれあいの森等条例の一部改正について
- 第10 議案第69号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 第11 議案第70号 さつま町観光公園条例の一部改正について
- 第12 議案第73号 さつま町水道事業条例の一部改正について
- 第13 議案第74号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について
- 第14 議案第75号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第76号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第77号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務厚生 (第1委員会室)	6 1	さつま町個人情報保護条例及びさつま町情報公開条例の一部改正について
	6 2	さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
	6 3	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
	6 4	さつま町手数料徴収条例の一部改正について
	6 6	さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について
	7 5	平成29年度さつま町一般会計補正予算(第2号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 1 4款 国庫支出金(関係分) 1 5款 県支出金(関係分) 1 8款 繰入金 1 9款 繰越金 2 1款 町債 歳出 2 款 総務費(関係分) 3 款 民生費 4 款 衛生費 9 款 消防費 人件費全部 第2条 債務負担行為の補正 第3条 地方債の補正
	7 6	平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
	6 0	さつま町川内川大鶴ゆうゆう館条例の制定について
	6 5	さつま町奨学資金貸付基金条例の一部改正について
	6 7	さつま町農村地域工業等導入促進審議会条例等の一部改正について
	6 8	さつま町紫尾山ふれあいの森等条例の一部改正について
6 9	さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について	
7 0	さつま町観光公園条例の一部改正について	
7 3	さつま町水道事業条例の一部改正について	
7 4	さつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について	
7 5	平成29年度さつま町一般会計補正予算(第2号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 1 2款 分担金及び負担金 1 4款 国庫支出金(関係分) 1 5款 県支出金(関係分) 2 0款 諸収入	

委員会	議案番号	件名
	77	歳出 2款 総務費（関係分） 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 10款 教育費 11款 災害復旧費 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから平成29年第3回さつま町議会定例会、第3日の会議を開きます。

7番、舟倉武則議員、14番、森山大議員から、本日の会議に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

本日の日程は、お手元に配布してある議事日程のとおりであります。

---

△日程第1「議案第60号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館条例の制定について」

○議長（平八重光輝議員）

これから、9月7日提案がありました、議案第60号から議案第70号まで及び議案第73号から議案第77号までの、議案16件について、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、総括的な事項について質疑を願います。

まず、日程第1「議案第60号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館条例の制定について」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案第60号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮之脇尚美議員

この大鶴ゆうゆう館の新しい条例についてお尋ねをいたしますが、今回、先般の全協の中で、町長のほうからも説明があったわけでありまして、川内川の流域の展示室ということが加わっておりますし、発電展示室は従来あったんですけども、恐らく内容は充実するものと、そんなふうに理解をいたしております。

大鶴ゆうゆう館のそれぞれの名称というのは、どこから来たのか、そこらへんを把握をされて、今回、川内川という名称を加えて新しく制定されているのか。そこら辺、御存知ですか。

○町長（日高 政勝君）

従来の大鶴ゆうゆう館につきましては、いわゆるダムのところにある食堂的なところだけの名前でございましたけれども、今回につきましては、電源開発の川内川の鶴田ダムの、そういう水力発電の状況についても、同じ館で展示をするということもありますし、それから鶴田ダムの再開発の関係の展示、そしてまた、川内川流域全体の河川激特工事、こういった上下流の関係につきましても、国土交通省の理解をいただいて、展示をしていただくということでございます。

1つは、川内川というのは、さつま町はもちろんでございますけれども、この流域全体についても、それぞれの流域の住民の皆さん方にも、以前から、昔から定着をしている、川としては有名な川でもありますし、町民の意識の中にも川内川というのはもう、しっかりと位置づけをされておりますので、やはり、今後のこの施設の1つの目的は、流域全体の、県立の自然公園にもなっておりますけれども、さつま町にこういういろんな内容を持った、設備を持った施設ができるということでもありますので、広域的な視点に立って、やっぱり、これから観光的な面を、PRをしていく必要があるかというようなことでございまして、この辺につきましては、流域の皆さん方も、以前からそういうことで話し合いもしておりますし、そしてまた、過去におきまして、水と緑の里づくり協議会、いわゆる伊佐市との関係でも、関係機関と一体となって、観光的な取り組みを進めてきておりますので、非常に広域的な機会として、今回、川内川のアピールをするという意味で、このさつま町の大鶴ゆうゆう館については、そういう機能をあわせ持ったものを、整備をしていくということですので、広域的にも、広くアピール性が強い施設のこと

になるんじゃないかと思っておりますので、あえてこういう川内川を冠したということにいたしているわけであります。

**○商工観光課長（羽有 郁夫君）**

御質問がありました名称につきましては、平成4年に県単村づくり事業で建築された当初に、公募をされたということで、鶴田小の女の子が大口から鶴田へゆうゆうと流れてくる川を想像しながら、遊びとかそういうものを含めた形で大鶴ゆうゆう館というような名称に決定したということであります。

**○宮之脇尚美議員**

大体、判りましたが、町長の説明についても、川内川流域全域の、そういう川内川の状況を展示をするということでありますので、それは理解をいたします。

ただ、こういう形で全域を網羅した展示を行うということで、関係の市町には、関係の団体には協議をされているのか。そこら辺どうなんですか。

**○町長（日高 政勝君）**

川内川の、この上流、下流の、改修促進期成会もありますので、そういう会でも関係の市長にはお話しておりますし、薩摩川内市の岩切市長も、早くからこういう施設がほしいなということで、ずっと言われておりましたので、我々としましても、せっかく激特工事が終わりました、本当にそういう現場のいろんな貯水工法が見られる流域でありますので、それをやはり一カ所で、社会学習とか、あるいは、今後の土木の皆さん方についても、研修の場になるというようなことのでございましたので、いわゆる国交省のほうにも、過去、そういう要望にもまいった経緯がございます。

それは非常に、今後のインフラツアーとして、国としてもそういうことは考えておりましたと、そういうことについては、しっかりとこちらでも支援をしていきたいというようなお考えもございましたので、こういう形の実現ができたことについては、非常によかったなと思っておりますのでございます。

**○宮之脇尚美議員**

国や関係団体とも協議されているということで、そこら辺については了承いたします。

ただいまありましたように、川内川をそういうふうに強調をして、展示室をメインとした今回の建設であるとすれば、大鶴ゆうゆう館という名称を残したことが、逆に言えば、ちょっと奇異な感じもするんですが。そこら辺どうだったんですか。大鶴ゆうゆう館という名前は、先ほどありましたように、県単村づくりの関係で建設されて、地域の憩いの場とか、交流の場とか、そういうことを目的とした建設であったと思うんですが、ただいまの町長の説明によりますと、川内川の今回のそういうダム改修工事あるいは激特事業、全国でも、非常に類を見ないような工事が施工されたということですが、そこら辺をメインとした展示室を中心に、観光振興も図ろうというようなことであるかと思うんですが、敢えて大鶴ゆうゆう館という名称を逆に残したのは何でなのかということをお尋ねいたします。

**○町長（日高 政勝君）**

大鶴ゆうゆう館につきましては、さっきの提案理由の中で説明がありましたとおり、鶴田町の時代に、平成4年、その時期に県単村づくり事業をもって、この整備をされたということがございます。それ以来、それこそ二十数年来、地域の皆さん方、あるいは、この川内川流域、ダムを訪れる皆さん方には定着をしてきておるわけでありますので、これを、ここでまたさつま町の施設であるということの認識もいただいているわけでありますので、せっかくこうして長く皆さん方に慕われてきた施設の名称でもありますので、さらに先ほど申し上げましたようなことを広域

的にまた観光的なPRをしていきたいというようなことで、地元に着したものと、さらにまた広域的にPRをしていく、そういう意味合いでこういう川内川を冠したことの形にいたしたところであります。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

○川口 憲男議員

1点だけ、このあとの議案第74号で、指定管理のところでも出てくるんですが、町長、この条例の中で、5条ですね、指定管理者が行う業務ということで、ゆうゆう館の利用を通じた観光振興及び地域進行の推進に関する業務と、ほか2項目ですか、3項目目につくってあるんですが。今、町長の説明の中に、川内川流域を上から下までしていくような管理の中で、このさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の条例を定めたということがあります。

この中で、私も委員会でちょっと追及すればいいと思うんですが、指定管理の中で、ここらあたりのところが、ちょっと漠然とした考え方で、やっぱり川内川大鶴ゆうゆう館とすれば、流域全体の維持管理、あるいはこの指定管理料についても、さつま町独自でしていくような考え方なんですけれども、やっぱりこういう指定管理をして、維持管理をしていくとなれば、大鶴ゆうゆう館のみなのか、その周辺のヘラブナ岬、あるいはそこらのみなのか、そこあたりのところ、もう少し、この指定管理者が行う業務をどういうところまでを広げてされるのか。こういうことは条例でうたわらないでいいのか。ちょっとそこをお聞きします。

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

今、現行の指定管理におきましては、ダム公園等も含んで、ヘラブナ岬も指定管理というような形でやっているところがございますので、今後も中身については、今度、大鶴ゆうゆう館の内部がちょっと変わりますので、協定書の中でそういうところは明らかにしていきたいと思えます。

○川口 憲男議員

以前から、この指定管理につきましては、町長がさっき申されましたように、恐らく十何年、事業的に、大鶴ゆうゆう館のみの事業で、あとの例えば、ヘラブナ岬とか周辺道路とか、いろんなところが指定管理の遂行が行われてなかったところもあると私は思っております。現実にもみてそういうところはありました。

そのところ、もう少し、次の指定管理の仕事のところでは明確にする、あるいはこの川内川大鶴ゆうゆう館の、指定管理者の指定を設ける条文の中では、やっぱりそういうところを、諸々というような感じで、大まかにうたってございますけれども、やはりそういうところをちゃんと、指定管理をしていただける。

メインの、ほぼ工事が終わりました、いろんなところできていく中で、この観光整備あるいは道路整備、いろんな、今度、ダム公園も整備されますけれども、そういうところも出てきます。そういうところも明確にしていかなことには、観光地としてのイメージが、町長が申されましたように、地域に慕われてきた観光地として、明確に出ていかないんじゃないかと思っております。

以前、赤のもみじとか、アジサイを植えたけれども、鹿あるいは人による盗掘とか、いろんなのがあって、管理が行き届いておりませんでした。そういうところまでを、もうちょっとこう、課長の話で、管理業務の中で指定管理の中でうたっていくということでしたけれども、我々が判るところまで、そこをお示しいただく必要があると思うんですけど。町長、そこあたりのところは、どういうお考えなんでしょうか。ちょっとお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

今までの指定管理と全く、ヘラブナ岬も今までどおり管理をしていただいていますから、今ま

でと変わってないですよ。そのとおりですから。それで指定管理の指定の、あとで出てきます議案の中には、今までどおりダム公園とか、それから川内川大鶴ゆうゆう館という形のことをうたうようにしてあるところがございます。

何ら、今までこれが入ってなかったということじゃなくて、従来通り、今までどおりお願いするということでございます。

**○川口 憲男議員**

町長、それに入らなくてないかいというんじゃないで、工事中でできなかった面もあるんですけども、堰堤を渡れない関係上、左側をずっと、右岸側をいきますと、整備してないところがありました。非常に、これは指定管理をして、管理をしてそれだけのお金を払うべきところかなあと、通常に感じたところもありますけど、それはそれとして、今度のところで、例えば、名前を川内川大鶴ゆうゆう館というふうにして、町長が上流から下流までということを銘打って言われました。そういう中で、指定管理のほうも川内川大鶴ゆうゆう館としてありますから、それは流域全体になっていくと思うんですけども、その大鶴ゆうゆう館、これまでのした限定のところなのか。

それから、今後、神子区やいろんなところから要望がされています。ダムサイドのところ、いいですか。

**○議長（平八重光輝議員）**

ちょっとお待ちください。

**○川口 憲男議員**

私の話は聞かないで、そっちで話しをしちよいやれば。

**○議長（平八重光輝議員）**

できるだけ簡潔にお願いします。

**○川口 憲男議員**

神子区などが整備を訴えている。例えば、下の宇津良迫ですかね、こういうところの管理等も出でくるんじゃないかと思うんですけど。やっぱり川内川という名目を入れられるのであれば、そういうところまで、今度の指定管理の中に、業務の中に入られるべきなのか、そこあたりは省くのか。そこあたりをちょっと示してほしいと思うんですが。

**○町長（日高 政勝君）**

ちょっと先走りをして申し訳ないです。今回は、大鶴ゆうゆう館から名前が、全く場所も変えて、川内川大鶴ゆうゆう館に変わるということでありますから、今までも指定管理をしてあるんですよ。それをまた変更という形で、今回は提案をしてございますので、それで名前が変わったということ、それと、指定管理の内容が新しく出るのが、レストランのほうの、いわゆる川内川大鶴ゆうゆう館のほうだけの追加という形になりますので、今まではダム公園とかそういう中で、それぞれの委託をしてありますので、あえて、それはもうそのまま継続という形になっているわけですね。そういう御理解をいただければありがたいと思っております。

**○副町長（紺屋 一幸君）**

宇津良迫公園のこともお話が出ましたけれども、これにつきましては、もともと指定管理の対象外でございまして、向こうにつきましては、神子区からの要望等もありましたけれども、神子区との協議を重ねた中で、非常時の施設とかそういったことで、神子区との話し合いをもったところでございます。

現行の指定管理の議案につきましては、鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理の指定という形で、指定管理の議決をいただいておりますので、今回、大鶴ゆうゆう館を、名称

変更、目的を変えまして、位置も変えましたので、その部分のみを指定管理の議決という形で提案をさせていただいたということでございます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第60号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、文教経済常任委員会に審査を付託します。

---

△日程第2「議案第61号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町情報公開条例の一部改正について」、日程第3「議案第62号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、日程第4「議案第63号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第5「議案第64号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第6「議案第65号 さつま町奨学資金貸付基金条例の一部改正について」、日程第7「議案第66号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」、日程第8「議案第67号 さつま町農村地域工業等導入促進審議会条例等の一部改正について」、日程第9「議案第68号 さつま町紫尾山ふれあいの森等条例の一部改正について」、日程第10「議案第69号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について」、日程第11「議案第70号 さつま町観光公園条例の一部改正について」、日程第12「議案第73号 さつま町水道事業条例の一部改正について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第2「議案第61号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町情報公開条例の一部改正について」から日程第12「議案第73号 さつま町水道事業条例の一部改正について」までの、議案11件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案11件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○田野 光彦議員

これは、議案第63号に関連すると思えますけれども、外国人青年英語指導助手ですか、これは、月額が30万円から33万円ということで、これは周りの市町村を参考にだと思えるけれども、外国人青年英語指導助手の立場というか、準公務員なのか、あるいはほかの仕事もやっ  
ていいの、それから住宅なんか提供しているのかどうか。ちょっとそこ辺をお尋ねしたいと思います。

○学校教育課長（塩入 孝博君）

ただいまお尋ねにありました、外国語指導助手の件ですけれども、ほかの仕事はしていません。それから住宅につきましては、町のほうで提供しているということでございます。

○**田野 光彦議員**

その場合、例えば、今、立場とか、身分保障というんですかね、学校で何かトラブルがあった場合とか、生徒とのトラブルとかですね。そういった場合の保障みたいな、それはどういうふうになっているんでしょうか。

○**学校教育課長（塩入 孝博君）**

学校で、いろいろ事故等ありました場合には、やはり準公務員として任用しておりますので、そのような対応になるかと思っているところでございます。

○**議長（平八重光輝議員）**

ほかにはございませんか。

○**宮之脇尚美議員**

議案第65号の、さつま町奨学資金貸付基金条例の一部改正の関係で御質問をいたします。

これまでの奨学金の貸し付けについては、教育委員会のほうで運営をされてきたかというふうなふうに思っております。今回、1,000万円を積んで、7,000万円にするということですが、この基金条例につきましては、運用を町長が別に定めるというふうになっておりますけれども、それらについての規則というのは、教育委員会規則で定めてあるんですかね。どこなんですかね。

○**教育総務課長（角 茂樹君）**

奨学資金の基金そのものの条例については、今、条例改正案をお示ししているところでございまして、その運用の過程については、その他の基金の運用と同じ取り扱いでやっているというふうなふうに思っております。別に、今、教育委員会のほうでは、規則として基金自体の運用についての細かい規則は、今現在は定めていないというところでございます。

○**宮之脇尚美議員**

基金の貸し付け等の事務については、教育委員会でやっているということと理解いたします。基金条例ということですが、この基金の運用に関する別途の規則というのは、つくっていらっしゃるんですか。企画財政課長にお尋ねします。

○**企画財政課長（押川 吉伸君）**

基金の運用に関します規則については、運用規則という形でつくってあるところでございます。

○**宮之脇尚美議員**

今回、全般的な奨学資金ということで、これまでも若干あったようではありますが、金額も、若干、改正をしてあるような感じがいたしますけれども、これまでの他の団体の流れをみますと、貸付条例という形で基金条例じゃなくて、貸付条例をつくって、その中で基金額を定めると、本則の中で基金額を定めて、この貸付要件の基本的な条件については、この条例の中に包括をして定めてあると、その事務を教育委員会に委任規定を最終的につくってあるというふうな理解をいたすわけでありまして。

この手法、本町がとっている手法も間違いではないと思うんですが、予算の執行権がない教育委員会が事務をやるわけですから、どこからかに、この教育委員会に対する委任規定が出てこないとおかしいんじゃないかというふうな思うんですけど、企画財政課長の見解をお伺いします。

○**町長（日高 政勝君）**

もちろん、町長の総合管理権というのがございますので、やっぱり町長が財産の1つとして管理をするというのが基本であります。

おっしゃるとおり、運用に当たっては、町長部局から教育委員会事務局へおっしゃるとおり委任をすると、そういう規定はしっかりうたっていくことは大事かと思っております。その辺はまた、今後、対応してまいりたいと思っております。

○議長（平八重光輝議員）

4回目になりますが。

○宮之脇尚美議員

済みません。申しわけないですが。

○議長（平八重光輝議員）

どうしても必要な。

○宮之脇尚美議員

よろしいですか。

○議長（平八重光輝議員）

はい。

○宮之脇尚美議員

基本的な問題だと思います。これについては法制もそうですが、財政的な問題も含めて、再度、この辺の基本的な問題を整理をしながら、やはり、職員に対する指導等の徹底をされるように、これは強く要請をいたしておきます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにはございませんか。

○岩元 涼一議員

子ども医療費助成条例についてでございますが、これまで中学校の教育課程を修了するまでの間にある者を、18歳に達する日後、最初の3月31日までにある者に改める、ただし配偶者があるものを除くとなっているわけですけれども、この配偶者がある者を除かれた点についてお知らせください。

○子ども支援課長（鍛冶屋勇二君）

高校生に入りまして、途中で学校をやめられたりする方も中にはおいででありまして、もちろん、その中で高校中退されて、就職する方、あるいは就職まで至っていない方、いろいろあるかと思いますが、この配偶者がある方というのは、1つの自立されている方といったような判断で、ここに規定したものでございます。

○岩元 涼一議員

そういうことで、配偶者のある者を除かれたらと推察いたしますが、先ほど課長のほうからありましたように、高校中退して自立されている方も一緒ですよね。その点からいけば、その方々は対象となって、配偶者があれば対象にならない。この線引きを教えてください。

○子ども支援課長（鍛冶屋勇二君）

基本的に、この条例は被扶養者という表現がありますので、被扶養に入っている子供さんであればもちろん対象にしますが、先ほど出たように、自立している方は被扶養者ではないという判断をしているところでございます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案 1 1 件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第 1 3 「議案第 7 4 号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第 1 3 「議案第 7 4 号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案第 7 4 号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○岸良 光廣議員

先般の、全員協議会でも質問したんですが、先ほどの条例の説明を、町長、副町長方の説明を聞いて、ますます私は不安に感じております。特に、この大鶴ゆうゆう館について指定管理、これについて、先ほども同僚議員が質問していましたが、指定管理者が行う業務というところに、観光振興及び地域振興の推進に関する業務というのがあるんですが、これについて定義がないんですよ。この前、全員協議会のときに聞いたんですが、まず、質問する前に 1 つだけ商工観光課長に質問なんです、この食堂部分について、以前の大鶴ゆうゆう館の、食堂のテーブルの全体の数と、今回の数をちょっと説明してほしいんですけど。

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

テーブルの数については、以前と変わらないんですが、以前の大鶴ゆうゆう館のほうには、日本間がございまして、そちらのほうにテーブルが 4 つほどあったかと記憶しておりますが、その部分については、今度は、（発言する者あり）済みません、今、4 人掛けとしまして、正確な数字をちょっと持ち合わせておりませんので、前の大鶴ゆうゆう館のほうが、今、概算で計算しますと、4 8 ぐらいになるかと思えます。

それで、今の大鶴ゆうゆう館のほうが、カウンターを利用しまして、3 2 ほどになるかと考えております。

○岸良 光廣議員

今、説明があったように、町長は大鶴ゆうゆう館を観光振興にも充てるんだと、先ほどの説明で、川内川を入れたのは川内川流域も含めてするんだと、ものすごく漠然と言われているんですよ。

この前も、私、お聞きしたのが、この大鶴ゆうゆう館はダムが今年度末、来年 3 月で終わるんですが、現在は、大体、工事関係者が利用していると思うんですよ。その工事が終わった後に、果たしてどのぐらいの利用者があるのか。または、工事が終わって、観光振興でやるんだというのであれば、なぜレストランの座席数が減るのか、これはもう、私、個人的な考えですけど、町長は観光振興を国際的な観光にも役立てるんだという説明はされていますけど、実際はダムが終われば利用者は少なくなって、そげんずんばいはいらんやろうということで、客席数を減らしたんじゃないかなと、それを考えると、今まで町長が説明されてきた、観光振興と地域振興、特に私が心配するのは、この今回の指定管理が平成 3 2 年まで結ばれるんですよ、となると、平成 3 0 年 3 月でダムが終わったあとに、その後、3 0 年、3 1 年、3 2 年を、このダムのレストランの利用客を行政としてどのぐらい見込んでおられるのか。あるいは、これを受けた N P O 法人が、業務委託を受けるところが、そういうことを計画されているのかどうか。

これは、この前、全協でも質問したんですが、まだ回答がきてませんが、これは所管が違いますんで、はっきりお聞きしますが、そういう事業計画がないままに、ただ N P O 法人に業務

委託をするんだということ動いているのであれば、これは明らかに行政として、一部のNPO法人に仕事をさせるために委託するのかなという疑念が湧いてきます。

だから、そういうところを考えたときに、まずお聞きしたいのが、30年、31年、32年のレストランの利用を、行政として何人ぐらい利用されると予想されているのか。あるいは、それを業務委託されるNPO法人がどのぐらいで計画されているのか。それがないと、委託をする根本となる予算が出てこないはずなんですよ。そこを教えてください。

**○商工観光課長（羽有 郁夫君）**

今回の大鶴ゆうゆう館の建築につきましては、できるだけ維持管理費がかからないようにという形で計画したところでございます。

管理、運営に関する経費につきましては、ほとんど浄化槽の法定検査とか法定的な部分が主でありまして、管理、運営の人的費用につきましては、約90万円というような形で、見積もった形で運営経費として上げております。

今現在のところは、レストランの売り上げ経費で、NPOの運営経費が賄われているところでございます。

今、何人来てというような計画的なものは、ちょっと、今まだ新しい部分については持っていないところでございます。

**○議長（平八重光輝議員）**

3回目です。

**○岸良 光廣議員**

本当に、今の説明を聞けば、私だけじゃなくて、さつま町民全員、あるいはこの本会議を見ていらっしゃる方々も思うと思うんですが、余りにも無作為、いい加減な計画としか言いようがありません。

というのは、もう最後ですから、所管が違いますんで、あとは文教経済のほうで十分議論していただきたいんですが、平成30年3月、来年3月で工事が終わると、今の説明であれば、レストラン業務はレストランの売り上げだけでやるんだと、ということは、これは工事が終わった後に、一般の利用客はどのぐらい来るかによって、レストランの売り上げと収支が変わるわけです。それを何も検討しないで、今のままの状態の中で、ダムのある中で、収支を考えている。これはもう明らかに、ただやればいいんだとなると、今後、この大鶴ゆうゆう館は、さつま町にとって赤字を抱える、極端なことを言いますと、いろんな地域にさつま町の農産物の出店場がありますけど、非常に経営は苦しいんですが、それ以上に赤字を抱えて、町が税金を持ち出して負担をしなきゃならん、そういう状況になってきますよと。

明らかに、今、商工観光課長が説明したように、レストラン部分はレストランの売り上げだけでやるんだというふうにしてあります。なったときに、果たして、1日、工事が終わった後に、20人、30人の、そういうレストランの利用があるんだろうかと、下手したらゼロちゅう日も出てくるだろうと。そっちが近いだろうと。そうなったときに、町のお荷物になりかねないということを提言しまして、今後、それについて、早急に議会のほうにも、町の計画とNPO法人さんの事業計画、そういうものを議会のほうにも提出していただきますよう要請して、私の質問を終わります。

**○議長（平八重光輝議員）**

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（平八重光輝議員）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第74号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、文教経済常任委員会に審査を付託します。

---

#### △日程第14「議案第75号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」

##### ○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第14「議案第75号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案第75号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

##### ○川口 憲男議員

一般予算書なんですが、子ども支援課、ちょっと予算書のほうを、補正予算の説明資料の中で、済みません、申し上げます。

9ページ、放課後児童健全育成事業費が山崎学童クラブ、放課後児童クラブ支援事業が85万6,000円補正されているんですが、このカッコ書きの中に、学童クラブの中で、障害児受入推進事業を行うということだと思えるんですけども、担当課長でいいですが、学童クラブの中で、障害児の方も受け入れを持って行くという考え方ですか。

今、山崎だけ出ていますけれども、ほかの学童クラブも同じように、こういうふうな方法がとられているのか。そして、こういうところの学童に通われる、そしたら学童の中の支援員ですかね、指導者、そこらあたりに、こういう障害児に対応できる、何ていいますか、担当者がいるのか。その2点をちょっとお示し願いたい。

##### ○子ども支援課長（鍛冶屋勇二君）

障害児受入推進事業につきましては、国の事業でございまして、ほかに盈進学童でも、12名、本年度実施しております、こちらにつきましては、盈進のほうは、もう当初から実施しておりますが、今回、山崎学童につきましては、対象があったところでございまして、今のところ、3名の児童が対象として登録をされておりますが、この方々について、支援員につきましては、この知識のある方という規定がございます。

基本的に、この事業は1人から対象になるわけですが、支援員を確保する、その方々につきましては資格がある、この資格の内容につきましては、教員あるいは保育士等を持った方というような方で、一般の方よりも経験のある方という方で対応するというので、教員の資格を持った方等もおられますので、そういった方々を確保するというので、10月分からの月数でみたものでございまして、ここに、説明資料であります、171万2,000円というのは、国の補助基準額でございまして、これの6カ月分ということで、積算を上げたものでございます。

##### ○川口 憲男議員

課長、その国の事業になるというのは、この予算書の財源の内訳を見れば、そこからくるというのは、すぐ判るんですけども。私が聞いているのは、例えば、今、盈進で12名、そして、今度は山崎で3名の障害児の受け入れをやっていくと、当然、支援員、教員の資格を持った方がいらっしゃるということで対応されているんですが、学童保育が、今、各地域に広がりつつありますよね。その中で、そういう対応ができるのであれば、支援員が確保できるのであれば、そういうところも、国の申請に基づいて、こういうのができるものなのか、だから、その支援員がどういうふうに確保されるのか。そこをちょっとお聞きしたいんですか。

○子ども支援課長（鍛冶屋勇二君）

この障害児の受け入れという形ではありますが、基本的には、支援学級の児童さんでありまして、規定上は療育手帳あるいは身体障害者手帳を所持する児童と、いろいろ規定があるんですけど、最終的に市町村の判断というふうになっておりまして、そこで支援学級に通われる児童さんを受け入れる場合は、この事業の対象になるといったような形でありまして、ほかの学童につきましても、そういう資格を持った、経験のある方を確保できれば、この事業の対象になっていくかと思っておりますので、今後はこういった事業も、ほかのところでも受け入れが進んでいくかと思うんですが、やはり、ほかの児童と違いまして、そこに専従しなければいけない、目をかけなければいけませんので、そこら辺の対応につきましては、それぞれの学童さんの今後の課題になろうかとは思っております。

○議長（平八重光輝議員）

3回目です。

○川口 憲男議員

おっしゃるとおりに、各学童保育のところが支援員の方々をどう確保できるか、私もそうだと思います。

それともう1点は、今のひまわり館の後ろですかね、障害児の方々が、現在、学校から帰ってきて、父兄の方が待っていらっしゃる時間帯の学童保育がなされていると思うんですが、そことの兼ね合いというのはどうなるんですか。

例えば、もうこっちのほうに、バスの便ですぐ行けるよと、ならもうそこには行かなくていいよというところがありますけど、そういう施設を、障害児学童保育を別にこしらえてあるというか、そういう施設があるんですが、そことの兼ね合いというのは、もう全然、同じようなことで、施設関係は、全然、関係ないとみていいんですか。

○子ども支援課長（鍛冶屋勇二君）

ひまわり館の裏でやっているのは、放課後等デイサービスという児童福祉法に基づく、いわゆる発達支援の事業の1つでございまして、例えば、クオラバンビーノが障害児の通所支援事業でございまして、これが大きく3種類ぐらいございまして、先般も全協で申し上げました、児童発達支援センター、そしてもう1つが、この放課後等デイサービスというのがありまして、養護学校から帰って来られた方々を見守る、療育を兼ねた見守りをするといった形で実施しているのが、放課後等デイサービスでございまして、そちらが大体10名から12名前後を維持しているところでございまして、こちらのほうは、学童保育の中での障害児受入事業ということで、少し、性格が違うものでございまして、放課後等デイサービスは、またそれで事業所として届けをしなければいけないというものでございまして、そこまでは、今回の山崎学童の場合は、そういった届けをして、デイサービスを行うというものとは、ちょっとまた性格が違うというふうに御理解いただきたいと思っております。

○議長（平八重光輝議員）

ほかに質疑はありませんか。

○新改 幸一議員

所管が違いますので、1点だけお伺いします。

総務課の危機管理係の防犯設置の関係なんですけど、説明があったかもしれませんが、この防犯カメラ設置工事2カ所となっておりますけれども、2カ所の場所ですね。どこにされるのかというのが1点と、それから、その設置したカメラの日常管理といたしますか、そういうところは、どこがされるのかお伺いします。

○総務課長（崎野 裕二君）

2点の御質問でございます。

防犯カメラに関する関係でございますけれども、設置場所につきましては、本町には国道が3線交流しておりますので、この国道をできるだけ、交通量が多くてカバーできるところ2カ所程度を想定しております、屋地方面に1カ所、虎居方面に1カ所ということで考えているところでございます。

具体的な場所につきましては、設置できる電柱とかそういったものがなければ設置できませんので、そういったところを、つぶさに観察しながら決めていきたいと思っております。

日常の管理につきましては、管理規定を設けまして、要綱等設けまして、我々、危機管理の部署になると思っておりますけれども、こちらで管理をしながら運用していきたいというふうに捉えているところでございます。

○新改 幸一議員

屋地方面、虎居方面にということの2カ所という説明でございます。今から交通量もみながらということの説明でございますが、最終的には、何月ごろには終わるといのも、ちゃんとめどを持っていらっしゃるものでしょうか。

○総務課長（崎野 裕二君）

予算を可決いただいたあとで、検討してまいりますので、遅くとも年度内ということが条件でありますけれども、具体的に何月にといつところまでは、まだ検討ができていないところであります。

○議長（平八重光輝議員）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議案となっております、議案第75号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、分割して、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

---

△日程第15「議案第76号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第16「議案第77号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第15「議案第76号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」及び日程第16「議案第77号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」の、議案2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議案となっております、議案2件については、お手元に配付しました議案付託表のと

おり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

本日から9月15日までの常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

---

### △散 会

#### ○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

9月29日は、午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。

**散会時刻 午前10時14分**



平成29年第3回さつま町議会定例会

第 4 日

平成29年9月29日



平成29年第3回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成29年9月29日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員 (15名)

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	15番	新 改 秀 作 議員
16番	平八重 光 輝 議員		

欠席議員 (1名)

14番 森 山 大 議員

---

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	福 田 澄 孝 君	局長補佐兼議事係長	半 崎 幹 男 君
議事係 主査	竹 下 和 男 君		

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	紺 屋 一 幸 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画財政課長	押 川 吉 伸 君	財産管理課長	原 田 剛 志 君
町民環境課長	三 腰 善 行 君	保健福祉課長	四 位 良 和 君
高齢者支援課長	岩 元 義 治 君	子ども支援課長	鍛治屋 勇 二 君
耕地林業課長	杉水流 博 君	商工観光課長	羽 有 郁 夫 君
企業誘致対策室長	市 來 浩 二 君	建 設 課 長	小永田 浩 君
水 道 課 長	三 角 芳 文 君	代表監査委員	新屋敷 浩 君
監査委員事務局長	櫛 山 扶美子 君	教育総務課長	角 茂 樹 君

## ○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 6 0 号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館条例の制定について
- 第 2 議案第 6 1 号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町情報公開条例の一部改正について
- 第 3 議案第 6 2 号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 6 3 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 6 4 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 6 議案第 6 5 号 さつま町奨学資金貸付基金条例の一部改正について
- 第 7 議案第 6 6 号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について
- 第 8 議案第 6 7 号 さつま町農村地域工業等導入促進審議会条例等の一部改正について
- 第 9 議案第 6 8 号 さつま町紫尾山ふれあいの森等条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 6 9 号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 7 0 号 さつま町観光公園条例の一部改正について
- 第 1 2 議案第 7 3 号 さつま町水道事業条例の一部改正について
- 第 1 3 議案第 7 4 号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について
- 第 1 4 議案第 7 5 号 平成 2 9 年度さつま町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 5 議案第 7 6 号 平成 2 9 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 6 議案第 7 7 号 平成 2 9 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 7 議案第 7 9 号 平成 2 8 年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 1 8 議案第 8 0 号 平成 2 8 年度さつま町上水道事業会計決算の認定について
- 第 1 9 議案第 8 1 号 平成 2 8 年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 2 0 議案第 8 2 号 平成 2 8 年度さつま町第 2 上水道事業会計決算の認定について
- 第 2 1 議案第 8 3 号 平成 2 8 年度さつま町第 2 上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 2 2 議案第 8 4 号 宮之城中学校校舎増築等工事請負契約の締結について
- 第 2 3 議案第 8 5 号 マイクロバス購入契約の締結について
- 第 2 4 議案第 8 6 号 平成 2 9 年度さつま町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 5 議案第 8 7 号 さつま町副町長の選任について
- 第 2 6 陳情第 2 号 安定ヨウ素剤の希望者への事前配布計画を求める陳情
- 第 2 7 発委第 2 号 さつま町において、原子力災害に備えて甲状腺被ばくの軽減のために、希望する町民への安定ヨウ素剤の事前配布計画の策定を求める意見書の提出について
- 第 2 8 発委第 3 号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について
- 第 2 9 報告第 7 号 平成 2 8 年度健全化判断比率の報告について
- 第 3 0 報告第 8 号 平成 2 8 年度資金不足比率の報告について
- 第 3 1 議員派遣の件
- 第 3 2 閉会中の継続調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから平成29年第3回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

14番、森山大議員から本日の会議に欠席する旨、届け出がありましたので、お知らせします。本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

---

△日程第1「議案第60号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館条例の制定について」、日程第2「議案第61号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町情報公開条例の一部改正について」、日程第3「議案第62号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、日程第4「議案第63号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第5「議案第64号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第6「議案第65号 さつま町奨学資金貸付基金条例の一部改正について」、日程第7「議案第66号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」、日程第8「議案第67号 さつま町農村地域工業等導入促進審議会条例等の一部改正について」、日程第9「議案第68号 さつま町紫尾山ふれあいの森等条例の一部改正について」、日程第10「議案第69号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について」、日程第11「議案第70号 さつま町観光公園条例の一部改正について」、日程第12「議案第73号 さつま町水道事業条例の一部改正について」、日程第13「議案第74号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」、日程第14「議案第75号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」、日程第15「議案第76号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第16「議案第77号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「議案第60号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館条例の制定について」から、日程第16「議案第77号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」までの議案16件を一括して議題とします。これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。それでは、総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第61号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町情報公開条例の一部改正について」、「議案第62号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、「議案第63号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、「議案第64号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、「議案第66号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」、「議案第75号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」関係分及び「議案第76号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」以上の議案7件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第61号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町情報公開条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴うものであります。

改正の主な内容として、個人情報の定義が明確化されたことと、要配慮個人情報の定義が見直されたこととであります。

次に、「議案第62号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、児童福祉法等の一部改正に伴うものであります。改正の主な内容としては、保育所等の利用申し込みを行っているが、当面その実施が行われない場合における育児休業の取得、育児休業の再延長を定めるものであります。

次に、「議案第63号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、外国人青年英語指導助手を派遣している国のJETプログラムの報酬額の見直しにより、1年目28万円、2年目30万円、3年目32万5,000円、4年目5年目は33万円となり、3年目以降の部分につきまして、本条例の規定を上回ることによるものであります。JETプログラムとは、語学指導等を行う外国青年招致事業の略で、外国青年を招致して地方自治体等で任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る事業です。本町で任用している外国人青年英語指導助手は2名おり、現在3年目であります。任用更新は最長5年で、任用更新の意思があった場合、学校での活動状況や指導の効果等総合的に評価していくとの説明であります。

質疑の中で、小学校から英語の授業時数が増えているため、現在の2名から増員し充実した英語教育を実施していく計画はないか質しましたところ、現在小学校5、6年生は週2時間、小学校3、4年生は外国語活動として週1時間実施しております。英語については学習指導要領の重要改善点となっており、課内において現在検討中とのこととあります。

次に、「議案第64号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、「国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律」の施行に伴い、国外犯罪被害者等の戸籍証明手数料の免除規定を追加しようとするものです。これまでの犯罪被害者への支援制度は、日本国内での犯罪行為による被害者またはその遺族に限られていましたが、海外旅行者の増加により、日本人が海外で犠牲になる事件が相次ぎ、国外での犯罪被害者を支援する制度等が検討され、「国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律」が成立したことから、国外犯罪被害

害弔慰金等の支給を受けようとする者に対して、国外犯罪被害者またはその遺族の戸籍に関し、無料で証明を行うことができるようにするものであります。

次に、「議案第66号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」であります。

改正の主な内容として、未来を担う子供たちを産み育てやすい、子育て環境の充実を図るため、子供に係る医療費の助成対象を、中学校の教育課程を修了するまでの間にある者から、18歳に到達する日以後の最初の3月31日までにある者配偶者がある者は除きますまで拡充して保護者の経済的負担軽減を図ろうとするものです。

質疑の中で、県内の状況について質したところ、中学校の教育課程を修了するまでの自治体が23団体、今回の改正による本町と同様の自治体が13団体あるとのことであります。

次に、「議案第75号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」関係分についてであります。

歳出の3款2項児童福祉費の放課後児童健全育成事業費については、支援員委託料として85万6,000円が計上されています。学童保育の開設に伴い、特別支援学級の児童の利用登録があり、国県事業の障害児受け入れ推進事業に該当することから、支援員を10月から1名増員し、事業を進めていきたいとのことあります。

町全体では、82名の児童・生徒が特別支援学級に在籍しており、小学校19クラス、中学校7クラスとなっているとの説明であります。

次に、4款1項保健衛生費の保健衛生総務費については、本年7月に設置された「北薩3市2町医療体制確保推進協議会」への負担金として、5万円が計上されています。北薩地域の行政、議会、医師会、医療機関、看護協会、消防機関の代表者25名で構成されており、北薩地域における医療従事者等、保健及び医療体制の適正な水準を確保することを目的として活動を行う組織で、陳情活動による広域的な産科医、助産師等の確保や、勤務環境の改善策の検討、アンケート調査の実施等を行うとの説明であります。また周産期医療の医師、助産師等も含めて支援し、当地区での確保に努めていきたいとの説明であります。

歳入では、18款1項特別会計繰入金に介護保険事業特別会計繰入金として5,595万5,000円、14款2項国庫補助金には、障害者福祉費補助金として15万4,000円が計上されています。

障害者自立支援給付支払システム等改修事業に伴う補助金で、改修内容は、障害福祉サービスや補装具費給付等となっております。

次に、「議案第76号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

歳出では、地域支援事業費における事業間の組み替えと、前年度介護給付費負担金償還金に5,482万8,000円及び一般会計繰出金に5,595万6,000円を計上し、予算総額を34億4,815万4,000円にしようとするものです。今回の補正により前年度繰越金の留保額は、5,826万9,000円になるとの説明であります。

最後に「防犯カメラ設置」に関して、計画的な増設について、特に町長の見解を求めたところあります。

今回、防犯カメラ2台の設置を予定している宮之城屋地地区・虎居地区では、各種の犯罪防止や被疑者等の把握に効果が見込まれるものであります。また、本町の場合、高齢化社会を反映して、徘徊者等の行方不明事件等が多発傾向にあることから、早期発見につながるものと期待されるとのことあります。

なお、今後の計画的な設置については、今回の設置効果を分析しながら、警察や防犯協会、学

校との連携を図りながら必要な箇所への設置を検討してまいりたいとのことであります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、総務厚生常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次は、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○文教経済常任委員長（上久保澄雄議員）

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査を踏まえ慎重に審査を行った結果、「議案第60号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館条例の制定について」、「議案第65号 さつま町奨学資金貸付基金条例の一部改正について」、「議案第67号 さつま町農村地域工業等導入促進審議会条例等の一部改正について」、「議案第68号 さつま町紫尾山ふれあいの森等条例の一部改正について」、「議案第69号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について」、「議案第70号 さつま町観光公園条例の一部改正について」、「議案第73号 さつま町水道事業条例の一部改正について」、「議案第75号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」関係分及び「議案第77号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」の議案9件については、原案のとおり可決すべきものと決定し、「議案第74号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」の議案1件については、可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第60号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館条例の制定について」であります。

現行のさつま町大鶴ゆうゆう館は、地域住民の憩いの場、都市住民との交流及び農林業の活性化と観光の振興を図ることを目的に、平成4年に県単村づくり事業を活用して建築されました。今回、鶴田ダム及び川内川流域に関する治水と防災の歴史などの各種資料や発電に関する資料の展示並びに地域住民の憩いの場、観光の振興を図ることを目的として新設されたことから、同施設の管理条例を新たに制定するものであります。

質疑の中で、本会議の総括質疑において、施設の名称に川内川を加えることの論議がなされ、理由の一つには広域的な視点に立って観光振興に努めるとの説明を受けたが、鶴田ダム周辺を拠点として本町の観光施設という点をどのように考えているか質しましたところ、今回の条例制定では、設置目的が大きく変わった点で、川内川流域全体の展示室も今回初めて設けられたところである。対外的にも川内川を加えることで広域的観光施設としてのPR効果も上がると考えているとのことであります。

また、土産物の販売や午前9時から午後6時までとする開館時間の夏場の延長について質しましたところ、現時点で土産物の販売は予定していないが、需要が見込める場合は関係者と協議したい。開館時間の延長については、従業員の配置がクリアできれば可能かと思われるが、今後、指定管理者と慎重に協議していきたいとのことであります。

次は、「議案第65号 さつま町奨学資金貸付基金条例の一部改正について」であります。

改正の主な内容は、進学に伴う保護者の経済的負担軽減と本町の将来を担う有為な人材を育成、確保するため、平成30年度の新規貸付者分から、奨学金貸付制度の拡充及び返済に対する支援制度の創設に伴う新規貸付者の需要増に対応するもので、基金の額を「6,000万円以内」から「7,000万円以内」に改めるものであります。

質疑の中で、鹿児島県育英財団が設けている奨学資金の所得制限に対し、本町では1.2倍まで拡大した所得制限としているが、具体的に不採用となる所得額の基準について質しましたところ、標準的な4人世帯の家庭の場合で、鹿児島県育英財団の場合は206万円を基準としている。本町の場合は、その額を1.2倍した247万2,000円が基準になるとのことであります。

次は、「議案第67号 さつま町農村地域工業等導入促進審議会条例等の一部改正について」であります。

改正の主な内容は、農村地域工業等導入促進法及び過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴うもので、それぞれ上位法の改正に係る3条例の一部を改正するものであります。

次は、「議案第68号 さつま町紫尾山ふれあいの森等条例の一部改正について」であります。

改正の主な内容は、平成3年4月に設置された紫尾山ふれあいの森が、平成18年の鹿児島県北部豪雨により連絡道路が被災したことや類似施設が町内外にある上に、当施設周辺に山ヒルが増加するなど利用者の安全性の確保が困難な状況にあり、現在まで利用を休止していたもので、今回、補助事業の処分可能年数に当たる耐用年数24年を経過したことから、国、県などの関係機関との協議により、当施設を廃止処分しようとするため、本条例の一部を改正するものであります。

質疑の中で、現存するきららの里キャンプ場も休止状態にあることから、その方向性について質しましたところ、きららの里キャンプ場については、平成33年3月末で耐用年数に達することから、その後に廃止の手続を進める計画であるとのことであります。

次は、「議案第69号 さつま町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について」であります。

改正の主な内容は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正及び農村地域工業等導入実施計画の変更に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

質疑の中で、薩摩工業団地は、実際にはいつの時点で削る必要があったのか質しましたところ、平成26年2月の農村地域工業等導入促進審議会において協議が行われ、最終的に国への届出が平成26年3月末に終了したものであるとのことであります。

次は、「議案第70号 さつま町観光公園条例の一部改正について」であります。

改正の主な内容は、島津家墓所の国の文化財指定に向けた取り組みに伴い、宗功寺公園用地として寄附申込みがあった地番を加えるものであります。

質疑の中で、国指定の史跡として認定を受けることで、本町にどれだけのメリットがあるのか質しましたところ、国指定の史跡に認定されることで史跡の保存に対する経費が交付税措置されると聞いている。また、観光パンフレット等に国指定の史跡として掲載できることで、PR効果は大きいと考えているとのことであります。

次は、「議案第73号 さつま町水道事業条例の一部改正について」であります。

改正の主な内容は、鶴田公民館内の上手公民会と鶴田町公民会が合併により上手町公民会となったことから、給水する区域の公民会名称を改正するものであります。

質疑の中で、同公民会の合併後の給水戸数について質しましたところ、平成29年4月1日現

在の上手町公民会の給水戸数は、19戸であるとのことであります。

次は、「議案第74号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を平成29年10月1日から平成33年3月31日までの3年6カ月間とし、「さつま町大鶴ゆうゆう館」に引き続き「特定非営利活動法人ひっ翔べ！奥さつま探検隊」を指定管理者に指定しようとするものであります。

なお、今回新設される「さつま町川内川大鶴ゆうゆう館」には、電源開発株式会社の展示物も入れることから、これまで直接契約で支払われていた電発ふれあい館の管理委託料を町で受け入れ、指定管理料として支払う方式に改めるとのことであります。

次は、「議案第75号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」関係分であります。

まず、6款1項農業費の関係であります。

7目畜産業費の全国和牛能力共進会出品対策事業費には、平成34年度に鹿児島県で開催される第12回全国和牛能力共進会へ向けた出品対策事業に係る補助金55万円が計上されています。

主な内容は、本年9月に開催された第11回全国和牛能力共進会宮城大会において、鹿児島県が総合1位の団体賞を獲得したが、今回、県の新規事業として、5年後の全国和牛能力共進会の候補牛となる優良な肉用雌子牛の導入経費の一部助成45万円と出品条件や審査基準に対応した肥育技術の実証に取り組む経費の一部助成10万円であるとの説明であります。

質疑の中で、本町には雌牛9頭、肥育牛4頭の割り当てとなっているが、産地自治体の独自の支援策について質しましたところ、薩摩中央家畜市場管内の助成については足並みを揃える必要があると考えている。現段階において、他地区における自治体独自の助成内容等の情報は入っていないが、独自の支援策については、今後、検討する必要があるとのことであります。

この回答を受けて、5年後の全国和牛能力共進会鹿児島大会に向けては、県内各地とも力を入れてくると思われるので、行政サイドの助成と指導の充実を要請しました。

次に、10目農地費の農道等維持管理費には、広域農道補修工事請負費として1,500万円が計上されています。

主な内容としては、広域農道の舗装改修400メートルと区画線等の補修を計画しているとの説明であります。

質疑の中で、舗装改修の施工箇所について質しましたところ、広域農道のうち、県道鶴田定之段線との交差点から町道狩宿中央鶴田ダム線までを管理しているが、今回の路面補修箇所は全て鶴田地区になるとのことであります。

次は、7款1項商工費についてであります。

4目物産観光施設費の鶴田ダム周辺公園等管理費には、業務委託料として200万円が計上されています。主な内容としては、鶴田ダム公園の倒木した桜の木やその他支障木の伐採を行うものであるとの説明であります。

質疑の中で、支障木等の内訳について質しましたところ、具体的な本数は未確認であるが、公園からの眺望がよくなるようにおおむね30本から40本程度の伐採を見込んでいる。また、伐採のみでなく伐採後の搬出と処分料までを含んでいるとのことであります。

次に、7目移住定住促進費の移住定住促進事業費には、備品購入費として15万3,000円が計上されています。主な内容としては、移住促進交流施設のさつま体験宿（ハウス）にはリビングのみエアコンがついており、寝室に当たる和室についていないことから、今回新たに1階、2階の和室に設置するエアコン2台分の購入費であるとの説明であります。

質疑の中で、さつま体験宿（ハウス）の利用状況と本町への定住につながるような成果はなかったものか質しましたところ、4月にオープンし、4月、5月は1泊のみの利用であったが、6月、7月には利用者も多くなり、8月末現在、利用者数21人で59泊の利用実績となっている。成果については、1カ月を超える長期利用者の方で、将来、本町での就農を希望される方1名ともう一組は6月に実施した移住体験ツアーの際、紫尾温泉を気に入られた方で、紫尾での空き家も見られた結果、大変好意を示されたが、しばらく検討させてほしいとのことであります。次は、8款4項公園費についてであります。

2目公園管理費には工事請負費として3,201万3,000円が計上されています。主な内容としては、2020年の鹿児島国体及び各種大会時に使用するため、かぐや姫グラウンド西側に駐車場を整備する計画であるとの説明であります。

質疑の中で、今回の整備面積と駐車可能台数について質しましたところ、整備用地は民有地を購入したもので、面積は9,289平米であるが、のり面等があることから、有効面積としては5,170平米である。今回、造成を行い来年度に舗装を行うもので、駐車可能台数を160台で計画しており、今回の整備を含めるとグラウンド周辺の駐車場は3カ所となり、駐車可能総台数は420台となる予定であるとのことであります。

次は、10款6項保健体育費についてであります。

2目保健体育施設費の一般需用費には、宮之城武道館の内壁修繕料として、290万円が計上されています。

質疑の中で、武道館内壁の全面補修に係る施工内容について質しましたところ、一部破損の激しい部分のみの補修を考えていたが、昭和53年建築で、築38年が経過していることから、全面補修を計画したところである。施工内容については、武道館内壁の高さが約4メートルあることから、足場を組み、耐水ベニヤを張り塗装を行う予定である。また、ガラスも一部破損していることから、あわせて補修する計画であるとのことであります。

次は、「議案第77号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。

今回の補正については、職員共済費の負担率改正に伴う増額及び漏水多発箇所の水道管の更新経費並びに老朽化した漏水探知機1台を更新する経費を追加補正するものであります。改良事業費の600万円は、今年になって漏水が多発した佐志区滝ノ下地区の水道管300mを耐震性、弾力性の機能を有しているポリエチレン管に入れかえるもので、備品購入費の80万円は、現在保有している2台の漏水探知機のうち、平成7年に購入した1台が故障し修理不能であることから、更新するものであるとの説明であります。

質疑の中で、漏水件数の現状について質しましたところ、平成28年度の決算ベースでは、上水道区域で29件、第2上水道区域で14件の合計で43件となっているとのことであります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順番に討論、採決を行います。まず、「議案第60号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館条例の制定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案に対する文教経済常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第60号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館条例の制定について」は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第61号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町情報公開条例の一部改正について」から、「議案第73号 さつま町水道事業条例の一部改正について」までの議案11件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案11件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第61号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町情報公開条例の一部改正について」から「議案第73号 さつま町水道事業条例の一部改正について」までの議案11件については各常任委員長の報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第74号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件を採決します。

お諮りします。本件に対する文教経済常任委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第74号 さつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次は、「議案第75号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各常任委員長の報告のとおり、決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第75号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」は、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第76号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」及び「議案第77号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」の議案2件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案2件について、一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する、各常任委員長の報告は原案可決です。各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第76号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」及び「議案第77号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」の議案2件は、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

---

△日程第17「議案第79号 平成28年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第18「議案第80号 平成28年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」、日程第19「議案第81号 平成28年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、日程第20「議案第82号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計決算の認定について」、日程第21「議案第83号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第17「議案第79号 平成28年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から日程第21「議案第83号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」までの議案5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第79号から議案第83号まで、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第79号 平成28年度さつま町歳入歳出決算の認定について」であります。本決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、監査委員の審査に付しまして、同条第3項の規定により、監査委員の意見をつけまして議会の認定をお願いしようとするものであります。

平成28年度の国の経済情勢は、経済の再生を最優先課題と位置づけまして、一億総活躍社会の実現を目指し、GDP600兆円経済の実現、希望出生率1.8人、介護離職者ゼロという新3本の矢を引き続き一体的に推進することや成長と分配の好環境の実現に向けた取り組みを掲げまして景気の底割れ回避とデフレからの早期脱却及び成長力の強化を図ってきた結果、企業収益の増加や雇用、所得環境の改善が見られるなど、緩やかな回復基調が続いている。このような状況がうたわれているところであります。

こうした中で、地方財政計画におきましては、厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえまして、歳出面におきましては、自治体情報システム改革、一億総活躍社会の実現、地方創生関連経費の計上を行うとともに、平成28年度補正予算におきましては、低所得高齢者への支援あるいはTPP関連事業が盛り込まれたところでございます。

本町における平成28年度の当初予算におきましては、第2次総合振興計画前期基本計画の初年度でありますことやまち・ひと・しごと創生総合戦略等に沿ってアクションを起こす実行元年と位置づけまして、新規事業に積極的に取り組む一方で、既存事業の見直しなど、事業の選択と集中を念頭に置きながら、国の補正予算への対応など、総合的に調整しながら、予算措置を行ってきたところでございます。

また、普通交付税の段階的縮減期間も2年目に入りまして、今後において、さらなる減少が想定されていますことから、多様化する町民ニーズを的確に捉えた町民サービスを提供するために、事務事業評価の結果等も踏まえまして、選択と集中を基本とした計画的かつ効率的な財政運営を行う必要があると改めて強く感じているところでございます。

今後におきましても、引き続き議会を初め、町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げるところであります。

各会計の決算の状況について申し上げますと、まず、一般会計についてでございます。歳入決算額で149億5,651万3,000円となりまして、前年度に比較をしますと4億5,871万9,000円、3%の減となったところでございます。

また、財源内訳におきましては、町税や分担金及び負担金、使用料及び手数料などの自主財源が49億7,828万7,000円で全体に占める割合が33.3%となりまして、地方交付税や国県支出金などの依存財源としましては、99億7,822万6,000円で66.7%となったところであります。

前年度と比較いたしますと、自主財源比率におきましては、1.3%増加いたしましたものの、全体に占める割合は依然と低いところでございまして、国、県などへの依存財源の割合は高い状況が続いております。

一方、歳出決算額におきましては、134億9,384万7,000円となり、前年度に比較しまして、8億8,879万8,000円、6.2%の減となったところであります。

歳出を性質別に見ますと、義務的経費のうち、年金生活者等の支援臨時給付金等によります扶助費の増がございましたが、退職手当の負担金の皆減に伴う人件費の減、あるいはこの公債費の減によりまして、全体で2億2,085万2,000円の減ということでありまして、

投資的な経費のうち、圃場災害の復旧事業の増がありましたものの、町道整備の減とか、あるいは、小学校の再編準備事業の皆減などによりまして、全体で1億6,752万1,000円の減、その他の経費のうち、小学校通学バス運行とか、あるいは学童クラブの設置などによりまして、物件費の増があったところでございます。

一方、補助費等におきましては、そのほかの積立金の減もございまして、全体では、5億42万5,000円の減となっております。

歳入から歳出を差し引きました形式収支におきましては、14億6,266万6,000円で、これから翌年度へ繰り越すべき財源3億5,329万4,000円を差し引きました実質収支におきましては、11億937万2,000円の黒字となったところであります。

主な財政指標におきましては、計上収支比率が87.9%から91.1%ということで3.2%上昇しております。これの主な要因としましては、分母側におきまして、普通交付税と地方消費税交付金が減をしたということ、そしてまた、一方では分子側において公債費の減のこういったことが上げられるところであります。

また、実質公債費比率におきましては、公債費負担適正化計画に沿った取り組み等によりまして、平成28年度においても着実に改善をいたしまして、3年間の平均値が6.4%となりまして、前年度に比較しまして1.2%改善をいたしたところであります。

今後におきましても、数年は改善傾向にあるというふうに考えておりますが、それ以降は平準化するか、あるいは若干上昇していくことも予想されておりますことから、これまで以上の計画的な取り組みを図っていく必要があるというふうに考えております。

さらに、基金につきましては、財政調整基金が前年度決算積立特定目的基金で新たに文化施設の建設金を2億円積み立てたことから、基金総額では、8,593万6,000円の増となったところであります。

特別会計につきまして、まず、国民健康保険事業特別会計でございますが、歳入決算額41億3,940万2,000円、歳出の決算額38億5,247万6,000円、差し引き2億8,692万6,000円の黒字となっております。

安定した国保財政運営を図るために、引き続き国民健康保険基金の5,813万8,000円を、積み立てをいたしたところであります。

歳出決算額の保険給付費総額におきましては、23億5,925万8,000円ということで、歳出全体の61.2%を占めております。当年度末の被保険者数は5,521人で除しました1人当たり保険給付費額におきましては、42万7,324円となっております。

今後とも引き続き生活習慣病の早期発見、早期治療につなげまして、さらに被保険者の生活改善につながるよう、個別面接型の保健指導を実施しまして医療費の適正化に努めてまいりたい所存であります。

次に、後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入決算額3億2,790万8,000円ということで、歳出の決算額におきましては3億2,505万円、差し引き285万8,000円の黒字となっております。

歳出決算額のうち、後期高齢者医療広域連合納付金が3億1,294万1,000円ということでございまして、歳出全体の96.3%となっております。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入決算額33億1,981万3,000円、歳出決算額31億4,780万1,000円、差し引き1億7,201万2,000円の黒字となっております。

歳出決算額におきましては、対前年度比較で588万4,000円、0.2%の増となっております。うち保険給付費の総額が28億7,262万4,000円で総合事業への移行によりまして前年度と比較して1億943万8,000円、3.7%の減となったところであります。

介護認定者数につきましては、1,778名ということで、認定率は20.8%であります。前年度から比較しまして146人、1.6%の減ということになっております。

今後におきましても、給付の適正化や予防事業などを初め、地域支援事業の充実を図りながら、高齢者支援に努めてまいりたいと考えております。

最後に、農業集落排水事業特別会計でございます。歳入決算額5,295万1,000円、歳出決算額4,953万4,000円、差し引き341万7,000円の黒字となっております。

また、加入戸数は395戸ということで、前年度に比較しまして2戸の増となっておりますが、今後におきましても加入促進を図りながら、区域内の水質保全と生活環境の改善向上に努めてまいります。

なお、平成28年度具体的な施策成果につきましては、決算書及び主要施策の成果説明書並びに総合振興計画の実績調書を添付してございますので、御参照をいただきたいと思います。

次に、「議案第80号 平成28年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」であります。上水道事業の運営につきましては、給水人口が年度末現在9,067人ということで、前年度に比べ171人の減、年間の総給水量におきましては、98万7,484立方メートルで1万3,757立方メートルの減ということになっております。

経理の状況におきましては、収益的収支におきまして、収入額が1億4,079万5,000円、支出額が1億3,600万3,000円、差し引き479万2,000円の純利益となっております。

平成28年度の純利益額は、前年度に比べ773万4,000円減少いたしておりますけれども、これは平成26年度から取り組んでおります中央監視システム整備事業の減価償却が始まったことによるものでございます。

資本的収支においては、収入額は178万8,000円に對しまして、支出額は6,994万6,000円で不足する額6,815万8,000円につきましては、損益勘定留保資金及び減債積立金等で補てんをいたしております。

主な施設整備としましては、中央監視システム整備事業の最終年度としまして3,067万円ほか配水池の改修料、流量計などの老朽施設の更新に取り組んだところであります。

次に、「議案第81号 平成28年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」であります。未処分利益剰余金1,306万4,460円につきましては、建設改良積立金への積み立て及び資本金への組み入れによりまして、処分をしようとしているものであります。

次に、「議案第82号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計決算の認定について」であります。第2上水道事業の運営につきましては、給水人口が1万1,322人ということで、前年度に比べまして360人の減、年間総給水量は、120万729立方メートルで、給水人口の減少とは逆に2,105立方メートルの増となっております。

経理の状況におきましては、収益的収支において、収入額が2億6,906万7,000円、支出額が2億6,027万円で差し引き879万7,000円の純利益となったところであります。

第2上水道事業におきましても上水道事業と同様、中央監視システムの整備事業の減価償却が始まった関係から、28年度の純利益が前年度よりも減少をいたしております。資本的収支におきましては、収入額は1億1,221万円、支出額は2億3,982万4,000円で不足する額1億2,761万4,000円につきましては、損益勘定留保資金と減債積立金等で補てんをいたしております。

主な施設整備におきましては、やはり中央監視システム整備事業のほか、取水ポンプの更新や配水管改良などを行いまして安定供給に努めたところであります。

次に、「議案第83号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」であります。未処分利益剰余金4,154万8,862円につきましては、建設改良積立金への積み立てと、資本金へ組み入れをしたいということで処分の計画をしておりますところであります。

水道事業につきましては、給水人口の減少などから経営環境が厳しくなる傾向にありますが、効率的な事業経営の推進によりまして、安全安心な水の安定した供給に努めてまいりたいと考えております。

ただいま御説明いたしました議案のうち、議案第81号及び議案第83号につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づきまして議会の議決を求めるものであります。また、議案第80号及び議案第82号の各決算につきましては、同法第30条第2項に基づき、監査委員の審査に付しまして同条第4項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するというところでございます。

以上、平成28年度の各会計決算の概要を申し上げましたが、これら各種の事業によりまして、住民福祉の向上及び社会資本整備並びに水道事業の健全経営に努めてきたところでございます。

議員各位のこれまでの御理解と御協力に対しまして深く感謝を申し上げますとともに、あわせてましてよろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○宮之脇尚美議員

決算がそれぞれ今回提出をされておりますが、今回の決算を踏まえての町長の率直な御所見を、お伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

決算を振り返ってみまして、今、それぞれの提案の御説明を申し上げたところでございますけれども、特に一般会計の中で実質収支額が通常よりも大きな額になっております。これについては、私どもについてもこの予算編成の段階で十分精査をして歳入の確保とかあるいは歳出の執行の状況をつかみながら予算の編成に努めておるわけですが、若干、税を中心にして、ちょっと把握が見込みよりもたくさんあったということ等もあって繰越額が大きくなっております。

これらについては、今後の予算編成のあり方というのを捉えながら、適正な実質収支額の確保、いわゆる標準財政規模の五、六%が適正と言われておりますので、その中でこのことを考えて、こういう歳入に見合った歳出の、町民の皆さん方のいろんな行政需要に対して適切な予算措置をして住民福祉の向上を図るということに努めなければならないというふうに考えているところであります。

特別会計等については、それぞれ御報告申し上げましたとおりでございますけれども、それ全て健全な形で黒字も出しておりますので、これからも引き続きその特別会計のそれぞれの目的を得た執行に努力をしていきたいと思うところでございます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

○新改 秀作議員

ここで、動議を提出します。

ただいま、議題となっております議案5件につきましては、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とされることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

15番、新改秀作議員から、ただいま議題となっております議案5件については、8人の委員

で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とする旨の動議が提出されました。所定の賛成者がありましたので、成立いたします。

お諮りします。本動議のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっています議案5件については、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることの動議が可決されました。

お諮りします。決算特別委員会の委員の選任については、さつま町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、宮之脇尚美議員、上圀一行議員、岸良光廣議員、上久保澄雄議員、柏木幸平議員、田野光彦議員、岩元涼一議員、川口憲男議員以上の8人を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました8人を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね午前10時40分とします。

---

休憩 午前10時31分

---

再開 午前10時40分

---

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△日程第22「議案第84号 宮之城中学校校舎増築等工事請負契約の締結について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第22「議案第84号 宮之城中学校校舎増築等工事請負契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第84号 宮之城中学校校舎増築等工事請負契約の締結について」であります。これは、宮之城中学校校舎増築等の工事につきまして、去る9月6日、入札を執行いたしましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○教育総務課長（角 茂樹君）

議案集の84ページをお願いいたします。「議案第84号 宮之城中学校校舎増築等工事請負契約の締結について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第84号 宮之城中学校校舎増築等工事請負契約の締結について」は可決されました。

---

△日程第23「議案第85号 マイクロバス購入契約の締結について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第23「議案第85号 マイクロバス購入契約の締結について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第85号 マイクロバス購入契約の締結について」であります。これは、マイクロバス購入につきまして、去る9月15日入札を執行いたしましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、財産管理課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財産管理課長（原田 剛志君）

「議案第85号 マイクロバス購入契約の締結について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第85号 マイクロバス購入契約の締結について」は可決されました。

---

△日程第24「議案第86号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第24「議案第86号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第86号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」についてであります。これは、衆議院議員選挙費に要する経費及び最高裁判所国民審査費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,237万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ135億7,768万4,000円とするものであります。

内容につきましては、企画財政課長に説明させますのでよろしく御審議くださるようお願いいたします。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第86号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」につきまして御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○新改 幸一議員

1点だけをお伺いしますが、今回の衆議院議員選挙に伴いまして、予算的などの云々じゃないんですが、こうして選挙が始まるわけですが、当然、投票会場がたくさんあります。その中でも従来どおり期日前投票というのが設けられていくわけですが、けさほどのテレビを見ておりますと、18歳以上のいわゆる高校生、高校生あたりの投票のあり方というものも

テレビで放映をされておりましたけれども、こういう期日前投票に対する、18歳以上、高校生が投票に来る場合、云々の流れの中に投票立会人として、学校関係者も今回の場合に立会人をお願いされるような計画もあるのか、そのあたりの考え方というのはどんなものなのでしょうか。

○総務課長（崎野 裕二君）

投票立会人等につきましては、現在、青年団ですとか一般の住民の方から選出いたしております、学生を対象にしたことは今のところは考えていないところであります。一定期間、時間を制約されますので、学生には少し無理なところもありますので、今のところでは考えていないところであります。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第86号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

---

△日程第25「議案第87号 さつま町副町長の選任について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第25「議案第87号 さつま町副町長の選任について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第87号 さつま町副町長の選任について」であります。

現在の副町長でございます紺屋一幸氏が10月2日をもって、副町長としての任期満了を迎えるところでございます。紺屋氏につきましては、1期4年副町長として、町職員としての豊富な見識や行政経験のもとに私の補佐役として、本町のまちづくりや各種施策の推進、課題解決等に誠心誠意御努力をいただきまして、多大な御尽力をいただいたというふうに考えておるところでございますが、今回次期副町長としましては、新たに若手から有能新進気鋭の上野俊市氏を御提案を申し上げ、地方自治法第162条の規定に基づきまして、議会の同意を求めるところでございます。

ます。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いをいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第87号 さつま町副町長の選任について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（平八重光輝議員）

これから、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件を採決します。本件の採決は、会議規則第82条第1項の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（平八重光輝議員）

ただいまから、本件の採決を会議規則第82条第1項の規定により、無記名投票で行います。

ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番、米丸文武議員及び6番、田野光彦議員を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（平八重光輝議員）

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（平八重光輝議員）

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。投票の際は、向かって左側から登壇をして投票を行い、右側へ降壇願います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員投票〕

○議長（平八重光輝議員）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。米丸文武議員と田野光彦議員の開票立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（平八重光輝議員）

投票の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票13票、無効投票1票。有効投票のうち、賛成11票、反対2票、以上のとおり賛成が多数です。よって、「議案第87号 さつま町副町長の選任について」は同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

△日程第26「陳情第2号 安定ヨウ素剤の希望者への事前配布計画を求める陳情」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第26「陳情第2号 安定ヨウ素剤の希望者への事前配布計画を求める陳情」を議題とします。

総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（宮之脇尚美議員）

当委員会に付託されました「平成29年陳情第2号 安定ヨウ素剤の希望者への事前配布計画を求める陳情」について審査の過程と結果について報告いたします。

本陳情は、さつま町中津川3944番地若松静美氏から、平成29年5月26日に提出されたものであります。

陳情の趣旨は、鹿児島県知事へ、鹿児島県が設置した原子力安全・避難計画等防災専門委員会において、安定ヨウ素剤の事前配布について協議を行うことを趣旨とする意見書の提出を求めるというものであります。

審査の中では、陳情の趣旨についてはおおむね了承され協議した結果、「安定ヨウ素剤の事前配布取り扱いについて事前に協議すること」「さつま町民の事前配布希望者全員の配布計画を策定すること」「医師不足に苦慮していることから事前配布の体制は鹿児島県主導で構築するように」という意見が出ました。

採決の結果、本陳情については、陳情の趣旨を了として、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。ただいまの総務厚生常任委員長の報告について

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。本件に対する、総務厚生常任委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「陳情第2号 安定ヨウ素剤の希望者への事前配布計画を求める陳情」は採択することに決定しました。

---

△日程第27「発委第2号 さつま町において、原子力災害に備えて甲状腺被ばくの軽減のために、希望する町民への安定ヨウ素剤の事前配布計画の策定を求める意見書の提出について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第27「発委第2号 さつま町において、原子力災害に備えて甲状腺被ばくの軽減のために、希望する町民への安定ヨウ素剤の事前配布計画の策定を求める意見書の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（宮之脇尚美議員）

ただいま議題となりました「発委第2号 さつま町において、原子力災害に備えて甲状腺被ばくの軽減のために、希望する町民への安定ヨウ素剤の事前配布計画の策定を求める意見書の提出について」趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、さきに採択されました「陳情第2号 安定ヨウ素剤の希望者への事前配布計画を求める陳情」の趣旨のとおり、3項目について要請するものであります。お手元に配付してあります意見書のとおり鹿児島県知事に対し、意見書を提出しようとするものであります。

議員各位の御賛同と御理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、趣旨説明を終わります。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第2号 さつま町において、原子力災害に備えて甲状腺被ばくの軽減のために、希望する町民への安定ヨウ素剤の事前配布計画の策定を求める意見書の提出について」は原案のとおり可決されました。

---

△日程第28「発委第3号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第28「発委第3号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○議会運営委員長（岩元 涼一議員）

ただいま議題となりました「発委第3号 全国森林環境税の創設に関する意見書」について、趣旨の説明を申し上げます。

新潟県村上市三之町1番1号、全国森林環境税創設促進議員連盟会長板垣一徳氏から提出された「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情は、平成29年8月9日に受理され、提出者が町民等以外であることから陳情書の取り扱いに従い、その写しを議員に配付してあるところであります。

陳情の趣旨は、政府・与党は「平成29年度税制改革大綱」において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用も含め、都市、地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。」との方針が示されたところであります。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題であることから、森林林業、山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」導入の一日も早い実現を求めるため、政府、国会等への意見書提出を要請する内容であります。

当委員会で取り扱いを協議した結果、その趣旨を理解できることから、お手元に配付してあります意見書のとおり、内閣総理大臣ほか関係大臣等に対し、意見書を提出しようとするものであります。

議員各位の御賛同と御理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、趣旨説明を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第3号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第29「報告第7号 平成28年度健全化判断比率の報告について」、日程第30「報告第8号 平成28年度資金不足比率の報告について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第29「報告第7号 平成28年度健全化判断比率の報告について」及び日程第30「報告第8号 平成28年度資金不足比率の報告について」の報告2件を議題とします。

内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「報告第7号 平成28年度健全化判断比率の報告について」及び「報告第8号 平成28年度資金不足比率の報告について」であります。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率を同法第22条第1項の規定に基づき、資金不足比率を公表しようとするもので、いずれにつきましても、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。内容につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「報告第7号 平成28年度健全化判断比率の報告について」内容を御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

続きまして、「報告第8号 平成28年度資金不足比率の報告について」内容を御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ただいまの報告に対しお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで報告第7号及び報告第8号を終わります。

---

#### △日程第31「議員派遣の件」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第31「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会等について、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

---

#### △日程第32「閉会中の継続調査」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第32「閉会中の継続調査」についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました各事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### △閉 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。これをもって会議を閉じ、平成29年第3回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前11時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 平八重 光 輝

さつま町議会議員 三 浦 広 幸

さつま町議会議員 柏 木 幸 平